## 9.1.16 消防·防災

#### (1) 現況調査

#### 1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表9.1.16-1に示すとおりである。

表 9.1.16-1 調査事項及びその選択理由

| 調査事項   | 選択理由   |
|--|--|
| ①災害等の発生状況<br>②自治体が定める現行の災害時の体制・計画<br>③東京 2020 大会に向けた取組<br>④法令等の基準等<br>⑤東京都等の計画等の状況 | 東京 2020 大会の開催に伴い、消防・防災に対する<br>安全・安心を確保することが重要であることから、<br>左記の事項に係る調査が必要である。 |

#### 2) 調查地域

調査地域は、全競技会場等の範囲とした。

#### 3) 調査方法

調査は、既存資料調査によった。

東京2020大会の会場整備に伴う消防・防災については、施設が供用された後の施設の消防・ 防災を対象に個別競技会場の実施段階環境影響評価として実施してきたが、大会運営に係る消 防・防災に対する安全性は対象としていなかった。

東京2020大会の大会開催中には、選手村をはじめ大会固有の大規模な大会関係施設が設置されるほか、多くの外国人が東京2020大会を訪れる。東京都は開催都市として、世界から訪れるアスリートや大会関係者、観客の安全・安心を確保していかなければならない。

そのため、本評価書では、これまでの実施段階環境影響評価として実施してきた個別競技会場の消防・防災に加え、大会開催中の災害に対する安全性の程度を予測するために必要な事項として、まず「ア. 災害等の発生状況」及び「イ. 自治体が定める現行の災害時の体制・計画」を調査し、その上で、大会開催中の災害に対する取組として「ウ. 東京2020大会に向けた取組」等を調査した。

#### ア. 災害等の発生状況

調査は、以下の資料から通常の東京都における災害等の発生状況、被害状況を整理した。

- ・「震度データベース検索」(気象庁ホームページ)
- ・「令和2年版 消防白書」(消防庁)
- ・「過去の水害記録 東京を襲った大水害」(東京都建設局ホームページ)

#### イ. 自治体が定める現行の災害時の体制・計画

調査は、以下の資料から競技会場がある各都道府県の定める現行の災害時の体制・計画の 状況を整理した。

- 競技会場がある各都道府県の「地域防災計画」
- ・競技会場がある各都道府県の「水防計画」
- ・「宮城県地震被害想定調査に関する報告書」(平成 16 年 3 月 宮城県防災会議地震対策 等専門部会)
- •「茨城県地震被害想定調査報告書(概要版)」(平成30年12月 茨城県)
- ・「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(平成24年4月 東京都防災会議)
- ・「一宮町津波ハザードマップ」(平成26年3月 千葉県一宮町)
- •「津波浸水想定図」(平成31年3月 神奈川県藤沢市)
- ・「「水防法」に基づく高潮浸水想定について」(千葉県ホームページ)
- ・「高潮浸水想定区域図」(東京都建設局ホームページ)
- ・「東京湾沿岸における高潮浸水想定区域について」(神奈川県ホームページ)
- ・「洪水浸水想定区域」(千葉県ホームページ)
- ・「浸水予想区域図」(東京都建設局ホームページ)
- ・「河川の氾濫による洪水浸水想定区域図」(神奈川県ホームページ)
- ・「想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域」(東京都港湾局・建設局ホームページ)
- ・「高潮浸水想定区域図(浸水深)」(千葉県ホームページ)
- ・「高潮浸水想定区域図」(神奈川県ホームページ)
- ·「首都直下地震等対処要領(改訂版)」(平成28年3月 東京都)
- ・「セーフ シティ東京防災プラン」(平成30年3月 東京都)
- ・「セーフ シティ東京防災プラン進捗レポート2020」(令和2年8月 東京都)

#### ウ. 東京 2020 大会に向けた取組

調査は、以下の資料から大会開催中の安全・安心の確保に向けた取組の状況を整理した。

- ・「東京2020大会における都市オペレーションセンター運営計画(第二版)」(令和2年3月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局)
- ・「東京2020大会の安全・安心の確保のための対処要領(第二版)」(平成31年4月 東京 都オリンピック・パラリンピック準備局)
- ・「「東京2020大会に向けた災害対応実地訓練」の実施について」(東京都オリンピック・パラリンピック準備局ホームページ)
- ・「テストイベントを活用した都における検証の結果について(令和元年9月30日時点)」 (東京都オリンピック・パラリンピック準備局ホームページ)
- ・各競技会場の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価 書」
- ・「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会フォローアップ報告書(大会開催前) (新国立競技場(オリンピックスタジアム))」(令和2年10月 東京都)
- ・「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会フォローアップ報告書(大会開催前) (武蔵野の森総合スポーツプラザ)」(平成29年8月 東京都)
- ・「アクセシビリティ・ワークショップ(第8回)」(東京都オリンピック・パラリンピック準備局ホームページ)

## エ. 法令等の基準等

調査は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等の法令等の整理によった。

## オ. 東京都等の計画等の状況

調査は、「東京都地域防災計画 震災編」等の計画等の整理によった。

# 4) 調査結果

## ア. 災害等の発生状況

(ア) 競技会場がある各都道府県における災害等の発生状況

#### a. 地震

競技会場がある各都道府県において、過去に観測された主な地震(震度5弱以上)の概要は表9.1.16-2(1)及び(2)に示すとおりであり、約100年間の間に28件発生している。特に競技会場が多く存在する東京都では、約100年間の間に9件発生している。近年で最大震度を観測したのは、2011年(平成23年)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(以下、「東日本大震災」という。)であり、東京都では表9.1.16-3に示す被害が発生している。

表 9.1.16-2(1) 競技会場がある各都道府県において過去に観測された主な地震の概要

| 都道<br>府県 | 発生日                    | 震央地名    | 震源<br>深さ | 規模    | 最大震度 | 都道府県内<br>最大震度 | 備考                     |
|----------|------------------------|---------|----------|-------|------|---------------|------------------------|
| 北海道      | 2018年(平成30年)<br>9月6日   | 胆振地方中東部 | 37km     | M6. 7 | 7    | 5弱            | 北海道胆振東部地震              |
| 宮城県      | 2008年(平成20年)<br>6月14日  | 岩手県内陸南部 | 8km      | M7.2  | 6強   | 5強            |                        |
|          | 2011年(平成23年)<br>3月11日  | 三陸沖     | 24km     | M9.0  | 7    | 6 弱           | 東北地方太平洋沖地震<br>(東日本大震災) |
|          | 2011年(平成23年)<br>4月7日   | 宮城県沖    | 66km     | M7.2  | 6強   | 6 弱           |                        |
| 福島県      | 1927年(昭和2年)<br>8月6日    | 宮城県沖    | 25km     | M6.7  | 5    | 5             |                        |
|          | 1933年(昭和8年)<br>3月3日    | 三陸沖     | 0km      | M8.1  | 5    | 5             |                        |
|          | 1938年(昭和13年) 5月23日     | 茨城県沖    | 0km      | M7.0  | 5    | 5             |                        |
|          | 1938年(昭和13年)<br>11月 5日 | 福島県沖    | 43km     | M7.5  | 5    | 5             |                        |
|          | 1938年(昭和13年)<br>11月 5日 | 福島県沖    | 30km     | M7.3  | 5    | 5             |                        |
|          | 1938年(昭和13年)<br>11月 6日 | 福島県沖    | 10km     | M7.4  | 5    | 5             |                        |
|          | 1978年(昭和53年)<br>6月12日  | 宮城県沖    | 40km     | M7.4  | 5    | 5             |                        |
|          | 2011年(平成23年)<br>3月11日  | 三陸沖     | 24km     | M9.0  | 7    | 5強            | 東北地方太平洋沖地震<br>(東日本大震災) |
|          | 2011年(平成23年)<br>4月7日   | 宮城県沖    | 66km     | M7.2  | 6強   | 5 弱           |                        |
| 茨城県      | 2011年(平成23年)<br>3月11日  | 三陸沖     | 24km     | M9.0  | 7    | 6弱            | 東北地方太平洋沖地震<br>(東日本大震災) |
|          | 2011年(平成23年)<br>3月11日  | 茨城県沖    | 43km     | M7.6  | 6強   | 5 強           |                        |
| 埼玉県      | 2011年(平成23年)<br>3月11日  | 三陸沖     | 24km     | M9.0  | 7    | 5弱            | 東北地方太平洋沖地震<br>(東日本大震災) |
| 千葉県      | 2011年(平成23年)<br>3月11日  | 三陸沖     | 24km     | M9.0  | 7    | 5 強           | 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)    |

表 9.1.16-2(2) 競技会場がある各都道府県において過去に観測された主な地震の概要

| 都道<br>府県 | 発生日                    | 震央地名     | 震源深さ  | 規模   | 最大震度 | 都道府県内<br>最大震度 | 備考                     |
|----------|------------------------|----------|-------|------|------|---------------|------------------------|
| 東京都      | 1922年(大正11年)<br>4月26日  | 神奈川県東部   | 88km  | M6.8 | 5    | 5             |                        |
|          | 1923年(大正12年)<br>9月 1日  | 神奈川県西部   | 23km  | M7.9 | 6    | 6             | 関東大震災                  |
|          | 1926年(大正15年)<br>8月 3日  | 東京都 23 区 | 57km  | M6.3 | 5    | 5             |                        |
|          | 1928年(昭和3年)<br>5月21日   | 千葉県北西部   | 75km  | M6.2 | 5    | 5             |                        |
|          | 1929年(昭和4年)<br>7月27日   | 神奈川県西部   | 37km  | M6.3 | 5    | 5             |                        |
|          | 1985年(昭和60年)<br>10月 4日 | 茨城県南部    | 78km  | M6.0 | 5    | 5             |                        |
|          | 1992年(平成4年)<br>2月 2日   | 東京湾      | 92km  | M5.7 | 5    | 5             |                        |
|          | 2011年(平成23年)<br>3月11日  | 三陸沖      | 24km  | M9.0 | 7    | 5強            | 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)    |
|          | 2014年(平成26年)<br>5月 5日  | 伊豆大島近海   | 156km | M6.0 | 5弱   | 5弱            |                        |
| 神奈川県     | 2011年(平成23年)<br>3月11日  | 三陸沖      | 24km  | M9.0 | 7    | 5 弱           | 東北地方太平洋沖地震<br>(東日本大震災) |
| 静岡県      | 2009年(平成21年)<br>8月11日  | 駿河湾      | 23km  | M6.5 | 6弱   | 5弱            |                        |

注1)各都道府県の最大震度は、以下の震度観測点での観測値を示す。

北海道:北海道札幌市豊平区月寒東

福島県:福島県福島市松木町 宮城県:宮城県利府町利府 茨城県:茨城県鹿嶋市宮中

埼玉県:埼玉県さいたま市浦和区高砂 千葉県:千葉県千葉市中央区千葉市役所

東京都:東京都千代田区大手町

神奈川県:神奈川県横浜市中区日本大通静岡県:静岡県静岡市葵区追手町県庁

2) 気象庁のデータベースに記録のある 1922 年 (大正 11 年) 1月1日から 2019 (令和元年) 年8月1日までの期間の 1) に示す各震度観測点において震度 5 弱以上を観測した地震を抽出した。

出典:「震度データベース検索」(2021年2月1日参照 気象庁ホームページ)

https://www.data.jma.go.jp/svd/eqdb/data/shindo/index.php

表 9.1.16-3 東京都における東日本大震災による被害状況

|    | 人的被害 |       |      |       |        | 222.41. |      |      |
|----|------|-------|------|-------|--------|---------|------|------|
| 死者 | 行方不明 | 負傷者   | 全壊   | 半壊    | 一部破損   | 床上浸水    | 床下浸水 | 火災   |
| 8人 | 0人   | 119 人 | 20 棟 | 223 棟 | 6,570棟 | 0棟      | 0棟   | 35 件 |

出典:「令和2年版 消防白書」(令和2年3月 消防庁)

## b. 風水害

競技会場がある地域及び各都道府県において、過去に発生した主な風水害は表 9.1.16-4(1)及び(2)に示すとおりであり、約70年間の間に45件発生している。

特に競技会場が多く存在する東京都における過去の主な水害記録は、表 9.1.16-5 に示すとおりであり、1958 年(昭和 33 年) 9月の狩野川台風の洪水で最大の被害を記録している。

表 9.1.16-4(1) 競技会場がある地域及び各都道府県において過去に観測された主な風水害

| Library of |             | ) 4 (1)              | アめる地域及い音部組            |        | 的被害(      |         | 住家被害 (棟) |          |          |          |
|------------|-------------|----------------------|-----------------------|--------|-----------|---------|----------|----------|----------|----------|
|            | 按害発生<br>年月日 | 災害種目                 | 被害地域                  | 死者     | 行方<br>不明者 | 負傷者     | 全壊 (流失)  | 半壊       | 床上<br>浸水 | 床下<br>浸水 |
| 1948       | 9. 15~17    | アイオン台風               | 関東、甲信、東北、特に<br>岩手     | 512    | 326       | 1, 956  | 5, 889   | 12, 127  | 44, 867  | 75, 168  |
| 1949       | 6. 18~22    | デラ台風                 | 九州から東北南部、特に<br>鹿児島、愛媛 | 252    | 216       | 367     | 1, 410   | 4, 005   | 4, 627   | 52, 926  |
|            | 8.31~9.1    | キティ台風                | 東日本、特に関東              | 135    | 25        | 479     | 3, 733   | 13, 470  | 51, 899  | 92, 161  |
| 1950       | 1.10~14     | 風害                   | 九州、北陸、関東              | 11     | 109       | _       | 43       | 56       | _        |          |
|            | 9.3~4       | ジェーン台風               | 四国、近畿中部、北日本、<br>特に近畿  | 398    | 141       | 26, 062 | 19, 131  | 101, 792 | 93, 116  | 308, 960 |
| 1951       | 7.7~17      | 水害                   | 中部以西、特に京都             | 162    | 144       | 358     | 630      | 727      | 13, 532  | 89, 766  |
|            | 10. 13~15   | ルース台風                | 東北以西、特に山口             | 572    | 371       | 2, 644  | 24, 716  | 47, 948  | 30, 110  | 108, 163 |
| 1952       | 6.22~24     | ダイナ台風                | 関東以西、特に静岡             | 65     | 70        | 28      | 73       | 89       | 4, 020   | 35, 692  |
|            | 7. 10~12    | 水害                   | 中国、四国、近畿、東海           | 67     | 73        | 101     | 356      | 238      | 20, 733  | 21, 456  |
| 1953       | 7. 16~25    | 水害                   | 東北以西、特に和歌山            | 713    | 411       | 5, 819  | 7, 704   | 2, 125   | 20, 277  | 66, 202  |
|            | 9.22~26     | 台風第 13 号             | 全国、特に近畿               | 393    | 85        | 2, 559  | 8, 604   | 17, 467  | 144, 300 | 351, 575 |
| 1954       | 5.8~12      | 風害                   | 北日本、近畿                | 172    | 498       | 59      | 606      | 1, 471   | _        | 23       |
|            | 9.10~14     | 台風第 12 号             | 関東以西、特に南九州            | 107    | 37        | 311     | 2, 162   | 5, 749   | 45, 040  | 136, 756 |
|            | 9. 24~27    | 台風第 15 号(洞爺丸<br>台風)  | 全国、特に北海道、四国           | 1, 361 | 400       | 1, 601  | 8, 396   | 21, 771  | 17, 569  | 85, 964  |
| 1955       | 2. 19~20    | 風害                   | 全国                    | 16     | 104       | 18      | 42       | 100      | 77       | 219      |
| 1956       | 4. 17~18    | 風水害                  | 東北、関東、北海道             | 47     | 53        | _       | 2        | 10       | 1, 087   | 1, 320   |
| 1958       | 9. 26~28    | 台風第 22 号(狩野川<br>台風)  | 近畿以東、特に静岡             | 888    | 381       | 1, 138  | 2, 118   | 2, 175   | 132, 227 | 389, 488 |
| 1959       | 8. 12~14    | 台風第7号                | 近畿、中部、関東、特に<br>山梨、長野  | 188    | 47        | 1, 528  | 4, 089   | 10, 139  | 32, 298  | 116, 309 |
|            | 9. 26~27    | 台風第 15 号(伊勢湾<br>台風)  | 全国(九州を除く)、特<br>に愛知    | 4, 697 | 401       | 38, 921 | 40, 838  | 113, 052 | 157, 858 | 205, 753 |
| 1960       | 5. 24       | 浪害(チリ地震津波)           | 北海道南岸、三陸沿岸、<br>志摩半島   | 122    | 17        | 872     | 6, 943   | 2, 136   | 23, 322  | 18, 494  |
| 1961       | 6. 24~7. 5  | 水害                   | 山陰、四国、近畿、中部、<br>関東    | 302    | 55        | 1, 320  | 1, 758   | 1, 908   | 73, 126  | 341, 236 |
|            | 9. 15~16    | 台風第 18 号(第二室<br>戸台風) | 全国、特に近畿               | 194    | 8         | 4, 972  | 15, 238  | 46, 663  | 123, 103 | 261, 017 |
|            | 10.25~28    | 水害・台風第 26 号          | 関東以西、特に大分             | 78     | 31        | 86      | 234      | 444      | 10, 435  | 50, 313  |
| 1962       | 7.1~8       | 水害                   | 関東以西、特に九州             | 110    | 17        | 114     | 263      | 285      | 16, 108  | 92, 448  |
| 1965       | 9. 10~18    | 台風第 23・24・25<br>号    | 全国、特に徳島、兵庫、<br>福井     | 153    | 28        | 1, 206  | 1,879    | 3, 529   | 46, 183  | 258, 239 |

表 9.1.16-4(2) 競技会場がある地域及び各都道府県において過去に観測された主な風水害

| +t+ct= 3% (L. |             |                         |                      | 人的  | 的被害(      | 人)     |            | 住家被害    | 子 (棟)    | 住家被害(棟)  |  |  |  |
|---------------|-------------|-------------------------|----------------------|-----|-----------|--------|------------|---------|----------|----------|--|--|--|
|               | 安害発生<br>年月日 | 災害種目                    | 被害地域                 | 死者  | 行方<br>不明者 | 負傷者    | 全壊<br>(流失) | 半壊      | 床上<br>浸水 | 床下<br>浸水 |  |  |  |
| 1966          | 9. 23~25    | 台風第 24・26 号             | 中部、関東、東北、特に<br>静岡、山梨 | 238 | 79        | 824    | 2, 422     | 8, 431  | 8, 834   | 42, 792  |  |  |  |
| 1967          | 7.8~9       | 水害                      | 中部以西、特に長崎、広<br>島、兵庫  | 102 | 16        | 152    | 163        | 169     | 17, 213  | 103, 731 |  |  |  |
|               | 8.26~29     | 水害                      | 新潟、東北南部              | 83  | 55        | 155    | 449        | 408     | 26, 641  | 39, 542  |  |  |  |
| 1972          | 7. 3~15     | 台風第 6・7・9 号             | 全国、特に北九州、島根、<br>広島   | 421 | 26        | 1, 056 | 2, 977     | 10, 204 | 55, 537  | 276, 291 |  |  |  |
| 1974          | 5. 29~8. 1  | 水害・台風第8号                | 静岡、神奈川、三重、兵<br>庫、香川  | 145 | 1         | 496    | 657        | 1, 131  | 77, 933  | 317, 623 |  |  |  |
| 1976          | 9.8~14      | 台風第 17 号                | 全国、特に香川、岡山           | 161 | 10        | 537    | 1,669      | 3, 674  | 101, 103 | 433, 392 |  |  |  |
| 1977          | 1           | 雪害                      | 東北、近畿北部、北陸           | 101 | _         | 834    | 56         | 83      | 177      | 1, 367   |  |  |  |
| 1979          | 10.17~20    | 台風第 20 号                | 全国、特に東海、関東、<br>東北    | 110 | 5         | 543    | 139        | 1, 287  | 8, 156   | 47, 943  |  |  |  |
| 1980          | 12~S56. 3   | 雪害                      | 東北、北陸                | 133 | 19        | 2, 158 | 165        | 301     | 732      | 7, 365   |  |  |  |
| 1982          | 7~8         | 集中豪雨・台風第 10<br>号        | 全国、特に長崎、熊本、<br>三重    | 427 | 12        | 1, 175 | 1, 120     | 1, 919  | 45, 367  | 166, 473 |  |  |  |
| 1983          | 12~S59.3    | 雪害                      | 東北、北陸、特に新潟、<br>富山    | 131 | _         | 1, 366 | 61         | 128     | 70       | 852      |  |  |  |
| 2004          | 6~10        | 集中豪雨・台風等                | 全国                   | 220 | 16        | 2, 925 | 1, 471     | 16, 669 | 42, 537  | 135, 130 |  |  |  |
| 2005          | 12∼H18.3    | 雪害                      | 北海道、東北、北陸            | 152 | _         | 2, 145 | 18         | 28      | 12       | 101      |  |  |  |
| 2010          | 11~H23.3    | 雪害                      | 北海道、秋田、新潟、山<br>形     | 131 | _         | 1, 537 | 9          | 14      | 6        | 62       |  |  |  |
| 2011          | 7~10        | 集中豪雨・台風第<br>6・9・12・15 号 | 全国                   | 106 | 20        | 519    | 485        | 5, 735  | 8, 894   | 30, 215  |  |  |  |
|               | 11∼H24.3    | 雪害                      | 北海道、東北、北陸            | 133 |           | 1, 990 | 13         | 12      | 3        | 55       |  |  |  |
| 2012          | 11~H25.3    | 雪害                      | 北海道、東北、北陸            | 104 | _         | 1, 517 | 5          | 7       | 2        | 23       |  |  |  |
| 2017          | 11∼H30.3    | 雪害                      | 北海道、東北、北陸            | 116 |           | 1, 539 | 9          | 18      | 13       | 40       |  |  |  |
| 2018          | 6. 28~7. 29 | 水害(7月豪雨)・<br>台風第12号     | 全国                   | 263 | 8         | 484    | 6, 783     | 11, 346 | 6, 982   | 21, 637  |  |  |  |
| 2019          | 10.12~26    | 令和元年東日本台風<br>(台風 19 号)等 | 全国                   | 107 | 3         | 384    | 3, 144     | 28, 836 | 7, 076   | 22, 796  |  |  |  |

出典:「令和2年版 消防白書」(令和2年3月 消防庁)

表 9.1.16-5 東京都における過去の主な水害記録

| 発生年月                 | 災害種別            | 気圧<br>(hPa) | 時間最大雨量<br>(mm/h) | 総雨量<br>(mm) | 潮位<br>(A. P. m) | 浸水区域<br>(km²) | 床上浸水<br>(戸) | 床下浸水<br>(戸) |
|----------------------|-----------------|-------------|------------------|-------------|-----------------|---------------|-------------|-------------|
| 1947年<br>(昭和22年)9月   | カスリーン台風<br>(洪水) | 992. 5      | 34. 7            | 166. 8      | 2. 50           | 114. 32       | 80, 041     | 45, 167     |
| 1949年<br>(昭和24年)8・9月 | キティ台風<br>(高潮)   | 985. 9      | 12. 6            | 64. 9       | 3. 15           | 92. 01        | 73, 751     | 64, 127     |
| 1958年<br>(昭和33年)9月   | 狩野川台風<br>(洪水)   | 970. 7      | 76. 0            | 444. 1      | 2. 91           | 211. 03       | 123, 626    | 340, 404    |
| 1993年<br>(平成5年)8月    | 第11号台風<br>(洪水)  | 965. 0      | 76. 0            | 345. 0      | _               | 3. 42         | 2, 454      | 5, 079      |

出典:「過去の水害記録 東京を襲った大水害」(2021年2月1日参照 東京都建設局ホームページ) http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/suishin/suigai\_kiroku/kako.html

## イ. 自治体が定める現行の災害時の体制・計画

都道府県では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域に係る防災に関する計画(地域防災計画)を作成する必要がある。また、水防法(昭和24年法律第193号)の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、水防計画を定める必要がある。

## (ア) 自治体の防災計画・水防計画

災害対策基本法及び水防法に基づき、表 9.1.16-6(1)及び(2)に示すとおり、各自治体で 防災計画及び水防計画が策定されている。

表 9.1.16-6(1) 競技会場がある各都道府県の自治体の防災計画(地震・津波)

| 自治体  | 主な防災計画   |
|------|--|
| 北海道  | 「北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編)」(令和2年12月 北海道防災会議)   |
| 宮城県  | 「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編〕」(令和2年1月 宮城県防災会議)<br>「宮城県地域防災計画〔津波災害対策編〕」(令和2年1月 宮城県防災会議)                       |
| 福島県  | 「福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編 令和元年7月2日修正」<br>(令和元年7月 福島県防災会議)  |
| 茨城県  | 「茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編 令和元年度版」(令和元年 11 月 茨城県防災会議)<br>「茨城県地域防災計画 津波災害対策計画編 令和元年度版」(令和元年 11 月 茨城県防災会議) |
| 埼玉県  | 「埼玉県地域防災計画」(平成 26 年 12 月 埼玉県防災会議)  |
| 千葉県  | 「千葉県地域防災計画(令和2年度修正)」(令和2年6月 千葉県防災会議)   |
| 東京都  | 「東京都地域防災計画 震災編(令和元年修正)」(令和元年7月 東京都防災会議)  |
| 神奈川県 | 「神奈川県地域防災計画 ~地震災害対策計画~」(令和2年3月 神奈川県防災会議)   |
| 静岡県  | 「静岡県地域防災計画 地震対策編(令和2年7月修正)」(令和2年7月 静岡県防災会議)<br>「静岡県地域防災計画 津波対策編(令和2年7月修正)」(令和2年7月 静岡県防災会議)         |

# 表 9.1.16-6(2) 競技会場がある各都道府県の自治体の防災計画及び水防計画(風水害(洪水・高潮))

| 自治体  | 主な防災計画   |
|------|--|
| 北海道  | 「北海道水防計画」(平成 31 年 5 月 北海道)   |
| 宮城県  | 「宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕」(令和2年1月 宮城県防災会議)<br>「宮城県水防計画書 令和2年度」(令和2年 宮城県)         |
| 福島県  | 「福島県水防計画(令和2年修正)」(令和2年 福島県)  |
| 茨城県  | 「茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編 令和元年度版」(令和元年 11 月 茨城県防災会議)「令和 2 年度茨城県水防計画」(令和 2 年 茨城県)  |
| 埼玉県  | 「埼玉県地域防災計画」(平成 26 年 12 月 埼玉県防災会議)<br>「令和 2 年度埼玉県水防計画」(令和 2 年 埼玉県)            |
| 千葉県  | 「千葉県地域防災計画(令和2年度修正)」(令和2年6月 千葉県防災会議)<br>「令和元年度(平成31年)千葉県水防計画」(令和元年 千葉県)      |
| 東京都  | 「東京都地域防災計画 風水害編(平成26年修正)」(平成26年7月 東京都防災会議)<br>「令和2年度 東京都水防計画」(令和2年 東京都)      |
| 神奈川県 | 「神奈川県地域防災計画 ~風水害等災害対策計画~」(令和2年3月 神奈川県防災会議)<br>「令和2年度 神奈川県水防計画」(平成30年4月 神奈川県) |
| 静岡県  | 「静岡県地域防災計画 風水害対策編(令和2年7月修正)」(令和2年7月 静岡県防災会議)<br>「令和2年度 静岡県水防計画書」(令和2年 静岡県)   |

# (イ) 災害の被害想定の概要

## a. 地震

競技会場がある各都道府県の地震に関する想定災害及び被害想定は、表 9.1.16-7(1)及 び(2)に示すとおりであり、特に競技会場が多く存在する東京都においては、人的被害及 び建物被害ともに東京湾北部地震で最大と想定される。

表 9.1.16-7(1) 地震の想定災害及び被害想定

| 都道   |                        | 坦塔   | 人I      | 的被害      | 建物被害     |                       | \n++444_+4v |
|------|------------------------|------|---------|----------|----------|-----------------------|-------------|
| 府県   | 想定する地震の種類              | 規模   | 死者      | 負傷者      | (合計)     | 帰宅困難者                 | 避難者         |
| 北海道  | 十勝平野断層帯主部              | M7.4 | 55      | 1, 344   | 11, 280  | _                     | 55, 257     |
| 宮城県  | 宮城県沖地震(単独)<br>(海洋型)    | M7.6 | 96      | 4, 014   | 44, 197  | _                     | 90, 335     |
|      | 宮城県沖地震(連動)<br>(海洋型)    | M8.0 | 164     | 6, 170   | 58, 491  | _                     | 122, 174    |
|      | 長町-利府線断層帯の地震<br>(内陸直下) | M7.1 | 620     | 11, 003  | 55, 788  | _                     | 173, 239    |
| 福島県  | 福島盆地西縁断層帯地震            | M7.0 | 1, 167  | 8, 667   | 11, 803  | -                     | 51, 621     |
|      | 会津盆地西縁断層帯地震            | M7.0 | 1,027   | 9, 080   | 11, 373  | _                     | 38, 366     |
|      | 双葉断層帯地震                | M7.0 | 756     | 5, 856   | 7, 940   | _                     | 28, 599     |
|      | 福島県沖地震                 | M7.7 | 477     | 3, 293   | 4, 891   | _                     | 35, 798     |
| 茨城県  | 茨城県南部の地震               | M7.3 | 140     | 3,840    | 40, 400  | _                     | 142, 000    |
|      | F1 断層等の連動の地震           | M7.1 | 630     | 4, 360   | 35, 000  | _                     | 91,000      |
|      | 茨城県沖〜房総半島沖<br>の地震      | M8.4 | 80      | 2,000    | 41,000   | _                     | 167, 000    |
| 埼玉県  | 東京湾北部地震                | M7.3 | 442     | 5, 309   | 56, 123  | 600, 573~<br>667, 146 | 43, 538     |
|      | 茨城県南部地震                | M7.3 | 107     | 2, 104   | 36, 068  | 517, 986~<br>531, 986 | 27, 396     |
|      | 元禄型関東地震                | M8.2 | 31      | 1, 042   | 11, 653  | 557, 627~<br>630, 959 | 8, 041      |
|      | 関東平野北西縁断層帯地震 (破壊開始点北)  | M8.1 | 2, 518  | 17, 509  | 157, 003 | 654, 886~<br>759, 074 | 117, 990    |
|      | 立川断層帯地震<br>(破壊開始点南)    | M7.4 | 106     | 1,817    | 15, 320  | 342, 580~<br>356, 211 | 10, 810     |
| 千葉県  | 千葉県北西部直下地震             | M7.3 | 2, 100  | 25, 100  | 231, 900 | 1, 477, 000           | 298, 300    |
|      | 東京湾北部地震                | M7.3 | 1, 391  | 41,581   | 220, 076 | 1, 087, 816           | 1, 455, 977 |
|      | 千葉県東方沖地震               | M6.8 | 37      | 1,698    | 5, 324   | 577, 036              | 37, 379     |
|      | 三浦半島断層群の地震             | M6.9 | 88      | 2, 932   | 24, 715  | 861, 528              | 121, 253    |
| 東京都  | 東京湾北部地震                | M7.3 | 9, 641  | 147, 611 | 304, 300 | 5, 166, 126           | 3, 385, 489 |
|      | 多摩直下地震<br>(プレート境界多摩地震) | M7.3 | 4, 732  | 101, 102 | 139, 436 | 5, 166, 126           | 2, 756, 681 |
|      | 元禄型関東地震                | M8.2 | 5, 875  | 108, 341 | 184, 794 | 5, 166, 126           | 3, 200, 981 |
|      | 立川断層帯地震                | M7.4 | 2, 582  | 31, 690  | 85, 735  | 5, 166, 126           | 1, 007, 138 |
| 神奈川県 | 都心南部直下地震               | M7.3 | 2, 990  | 62, 740  | 285, 750 | 610, 660              | 1, 299, 470 |
|      | 東海地震                   | M8.0 | 820     | 1,750    | 18, 070  | 610, 660              | 86, 090     |
|      | 南海トラフ巨大地震              | M9.0 | 1,740   | 2, 590   | 27, 470  | 610, 660              | 126, 170    |
|      | 大正型関東地震                | M8.2 | 31, 550 | 190, 320 | 803, 800 | 610, 660              | 3, 745, 050 |

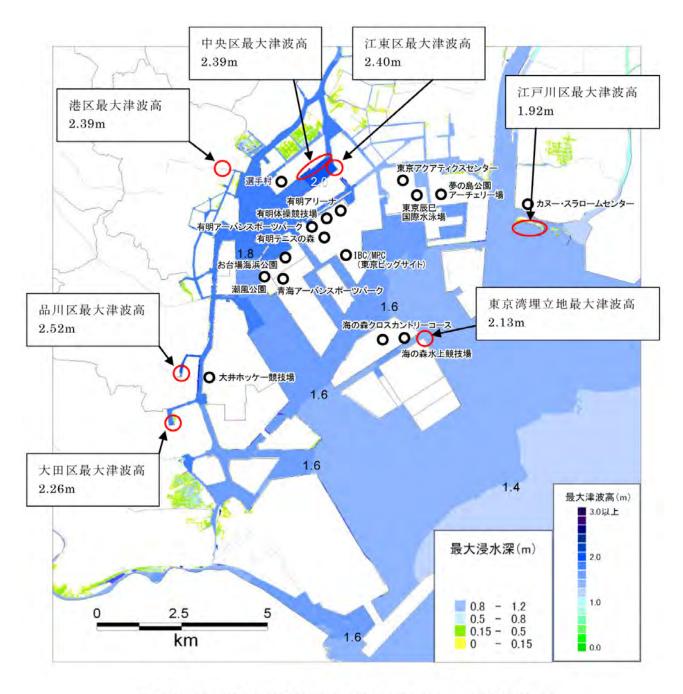
| 都道  | 想定する地震の種類 | 規模     | 人        | 的被害      | 建物被害      | 帰宅困難者   | 避難者 |  |
|-----|-----------|--------|----------|----------|-----------|---------|-----|--|
| 府県  | 忍足りる地長の種類 | 况快     | 死者       | 負傷者      | (合計)      | / 用七凶無有 | 近無有 |  |
| 静岡県 | 東海地震等     | M8 クラス | 約 14,000 | 約 68,000 | 約 484,000 | =       | _   |  |
|     | 大正型関東地震   | M7.9   | 約 2,500  | 約 6,000  | 約 47,000  | _       | _   |  |
|     | 南海トラフ巨大地震 | M9 クラス | 約 78,000 | 約 76,000 | 約 529,000 | _       | _   |  |
|     | 元禄型関東地震   | M8.1   | 約 4,900  | 約7,900   | 約 77,000  | _       | _   |  |

表 9.1.16-7(2) 地震の想定災害及び被害想定

- 注 1) 北海道の想定する地震の種類には、マグニチュードが最大である地震を記載した。北海道の被害想定は、冬の早朝に地震が発生した際のものである。
  - 2) 宮城県の被害想定は、冬の夕方 18 時頃に地震が発生し、風速が 6 m/s とした際のものである。また、避難者は、地震後に避難所で就寝する者の最大数を想定した短期避難者数である。
  - 3) 茨城県の被害想定は、冬の18時に地震が発生した際のものであり、避難者は当日の人数である。
  - 4) 埼玉県の被害想定は、冬の18時に地震が発生し、風速8m/sとした際のものである。
  - 5) 千葉県の被害想定は、冬の18時に地震が発生し、風速9m/sとした際のものである。また、避難者は1日後の人数である。
  - 6) 東京都の被害想定は、被害が最大となる冬の夕方 18 時に地震が発生し、風速 8 m/s とした際のものである。また、東京都の建物被害は、ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、被害の合算値とは一致しない。
  - 7) 神奈川県の被害想定は、冬の平日0時に発災した際のものである。
  - 8) 静岡県の被害想定は、冬の夕方に地震が発生した際のものである。また、死者数及び負傷者数は、早期避難率が低い場合の値である。
- 出典:「北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編)」(令和2年12月 北海道防災会議)
  - 「宮城県地震被害想定調査に関する報告書」(平成16年3月 宮城県防災会議地震対策等専門部会)
  - 「福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編 令和元年7月2日修正」(令和元年7月2日修正 福島県防災会議) 「茨城県地震被害想定調査報告書(概要版)」(平成30年12月 茨城県)
  - 「埼玉県地域防災計画」(平成26年12月 埼玉県防災会議)
  - 「千葉県地域防災計画(令和2年度修正)」(令和2年6月 千葉県防災会議)
  - 「東京都地域防災計画 震災編(令和元年修正)」(令和元年7月 東京都防災会議)
  - 「神奈川県地域防災計画 ~地震災害対策計画~」(令和2年3月 神奈川県防災会議)
  - 「静岡県地域防災計画 地震対策編(令和2年7月修正)」(令和2年7月 静岡県防災会議)

東京ベイゾーンの競技会場については、沿岸部に競技会場が位置している。東京都では、 東日本大震災を踏まえ、2012年(平成24年)に「首都直下地震等による東京の被害想定報 告書」(東京都防災会議)として取りまとめている。同報告書における東京湾沿岸での最 大津波波高及び浸水分布は、図9.1.16-1に示すとおりである。最大津波波高は約1.9~2.5m であり、東京2020大会の競技会場等は、いずれも津波浸水想定区域とはなっていない。

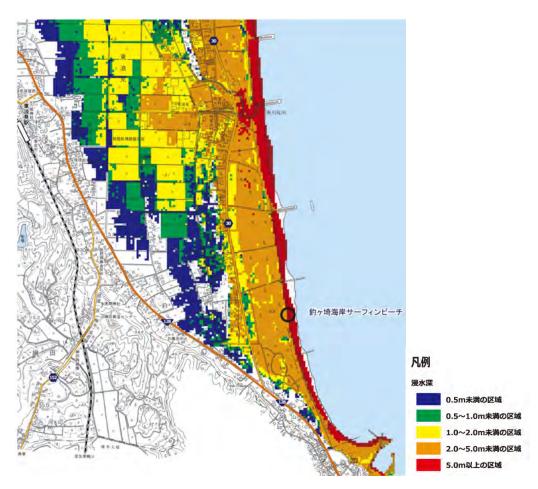
また、同様に沿岸部に位置する釣ヶ崎海岸サーフィンビーチ(千葉県一宮町)及び江の島ョットハーバー(神奈川県藤沢市)については、それぞれ千葉県一宮町及び神奈川県藤沢市において津波ハザードマップが作成され、浸水予想図や避難所等が公表されている。釣ヶ崎海岸サーフィンビーチ及び江の島ョットハーバーの津波浸水予想図は、図 9.1.16-2及び図 9.1.16-3 に示すとおりであり、釣ヶ崎海岸サーフィンビーチでは沿岸部で 5.0m 以上、江の島ョットハーバーでは 5.0~10.0m の浸水が予想されている。



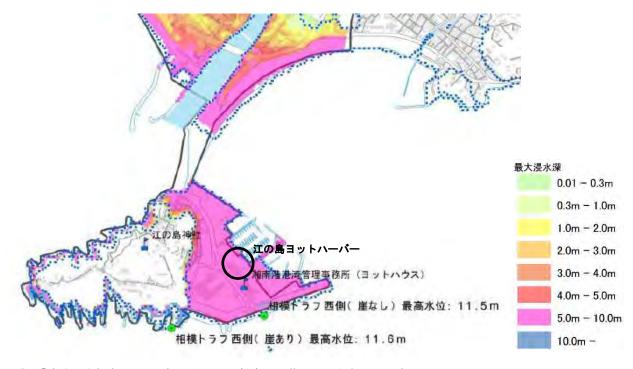
元禄型関東地震 (M8.2) (行谷ほか (2011) モデル)・水門開放の場合

注)東京湾沿岸での最大津波波高が最大となる「元禄型関東地震」の水門開放での浸水分布を示す。 出典:「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(平成24年4月 東京都防災会議)をもとに作成

図 9.1.16-1 東京湾沿岸での最大津波波高及び浸水分布



出典:「一宮町津波ハザードマップ」(平成26年3月 千葉県一宮町)をもとに作成 図 9.1.16-2 釣ヶ崎海岸サーフィンビーチの津波浸水予想図



出典:「津波浸水想定図」(平成31年3月 神奈川県藤沢市)をもとに作成 図 9.1.16-3 江の島ヨットハーバーの津波浸水予想図

## b. 高潮·洪水

沿岸部に競技会場がある各都道府県の高潮に関する想定災害及び被害想定は、表 9.1.16-8 に、洪水に関する想定災害及び被害想定は、表 9.1.16-9(1)及び(2)に示すとおりであり、図 9.1.16-4~図 9.1.16-6 に示すとおりそれぞれ浸水想定区域図が作成されている。

表 9.1.16-8 水防法に基づく高潮の想定災害及び被害想定

| 自治体  | 基本的な設定条件  | 浸水が想定<br>される区域<br>の面積 | 想定される<br>最大の浸水<br>の深さ | 浸水が継続する時間  |
|------|---|-----------------------|-----------------------|--|
| 東京都  | ・我が国既往最大規模の台風(室戸台風級:910hPa)を想定<br>・東京港に最大の高潮を発生させるような台風の経路を設定<br>・高潮と同時に河川での洪水を考慮<br>・最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む  | 約 212km²              | 約 10m                 | 1週間以上(排水が<br>完了するまで継続)   |
| 千葉県  | ・我が国既往最大規模の台風(室戸台風の中心気圧と伊勢湾台風の移動速度)を想定<br>・主要な河川は、洪水(増水)を考慮<br>・堤防等は、最悪の事態を想定し決壊を見込む<br>・湖位は、朔望平均満潮位に、過去に東京湾で発生した異常潮位(13.9cm)を見込む<br>・排水施設等は、周辺の堤防と共に決壊、又は水没により機能停止を見込む | 約 236km²              | 約 10m                 | 1週間以上  |
| 神奈川県 | <ul> <li>・我が国既往最大規模の台風(室戸台風の中心気圧と伊勢湾台風の移動速度、暴風半径)を想定</li> <li>・東京湾(神奈川県区間)に最大規模の高潮を発生させる台風経路を設定</li> <li>・高潮と同時に河川での洪水を考慮</li> <li>・最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む</li> </ul>     | 68. 6km²              | T. P. +3. 29m         | 50 cm以上の浸水は川<br>崎区以外では概ね 12<br>時間以内に収まる<br>が、窪地においては<br>1週間以上浸水が継<br>続する |

出典:「「水防法」に基づく高潮浸水想定について」(2021年2月1日参照 千葉県ホームページ)

https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/shinsui/takashio/kouhyou.html

「高潮浸水想定区域図」(2021年2月1日参照 東京都建設局ホームページ)

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/suishin/takashiosoutei.html

「東京湾沿岸における高潮浸水想定区域について」(2021年2月1日参照 神奈川県ホームページ)

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/takashio/tokyo-bay.html

表 9.1.16-9(1) 洪水の防災計画の前提となる想定災害及び被害想定

| 自治体      | 対象地域・河川  | 対象とした降雨                                      | 関係する区市                   |
|----------|--|--|--------------------------|
| 東京都      | 神田川流域  | 想定最大規模降雨(時間最大雨量                              | 千代田区、中央区、新宿区、文京          |
|          |  | 153mm、総雨量 690mm)                             | 区、台東区、世田谷区、渋谷区、          |
|          |  |  | 中野区、杉並区、豊島区、北区、          |
|          |  |  | 荒川区、練馬区、武蔵野市、三鷹          |
|          |  |  | 市                        |
|          | 隅田川及び新河岸川流域                                    | 平成12年9月 東海豪雨(総雨量                             | 千代田区、中央区、港区、台東区、         |
|          |  | 589mm、時間最大雨量 114mm)                          | 墨田区、江東区、豊島区、北区、          |
|          |  |  | 荒川区、板橋区、足立区              |
|          | 石神井川及び白子川流域                                    | 想定最大規模降雨(時間最大雨量                              | 豊島区、北区、荒川区、板橋区、          |
|          |  | 153mm、総雨量 690mm)                             | 練馬区、武蔵野市、小金井市、小          |
|          | 4 去 16 元 河 11 法 44                             | 相应目上吸至 /吐眼目上至目 150                           | 平市、西東京市、東村山市             |
|          | 城南地区河川流域                                       | 想定最大降雨(時間最大雨量153mm、                          |                          |
|          |  | 総雨量 690mm)                                   | 大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、三鷹士     |
|          | <br> 江東内部河川流域                                  | <br>  平成 12 年 9 月   東海豪雨(総雨量                 | 区、三鷹市<br>中央区、港区、墨田区、江東区、 |
|          | 11. 未产品的 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / | 589mm、時間最大雨量 114mm)                          | 品川区、江戸川区                 |
|          | 野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸                               |  | 大田区、世田谷区、立川市、武蔵          |
|          | 子川流域   | 153mm、総雨量 690mm)                             | 野市、三鷹市、府中市、調布市、          |
|          | J 7 11 11 11 24                                | Toomin, Welliam of the second                | 小金井市、小平市、国分寺市、狛          |
|          |  |  | 江市                       |
|          | 黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及                               | 想定最大規模降雨(時間最大雨量                              | 立川市、小平市、東村山市、西東          |
|          | び奈良橋川流域  | 156mm、総雨量 657mm)                             | 京市、東大和市、清瀬市、東久留          |
|          |  |  | 米市、武蔵村山市                 |
|          | 残堀川流域  | 想定最大規模降雨(時間最大雨量                              | 立川市、青梅市、昭島市、福生市、         |
|          |  | 153mm、総雨量 690mm)                             | 武蔵村山市、羽村市、瑞穂町            |
|          | 境川流域   | 想定最大降雨(時間最大雨量170mm、                          |                          |
|          |  | 総雨量 710mm (鶴瀬橋上流域)) (境                       |                          |
|          |  | 川流域全体で総雨量 632mm)                             |                          |
|          | 中川・綾瀬川圏域                                       | 平成12年9月 東海豪雨(総雨量                             | 足立区、葛飾区、江戸川区             |
|          |  | 589mm、時間最大雨量 114mm)                          |                          |
|          | 鶴見川流域  | 想定最大規模降雨(総雨量 792mm、                          | 町田市、稲城市                  |
|          |  | 時間最大雨量 163mm)                                |                          |
|          | 浅川圏域、大栗川及び三沢川流域                                | 想定最大規模降雨                                     | 八王子市、町田市、日野市、多摩          |
|          |  | (浅川圏域、大栗川流域:時間最大                             | 中、稲城市                    |
|          |  | 雨量 153 mm 総雨量 690 mm)<br>(三沢川流域 : 時間最大雨量 152 |                          |
|          |  | ■ 総雨量 690 mm)                                |                          |
|          | 霞川及び多摩川上流圏域                                    | 平成12年9月 東海豪雨(総雨量                             | 青梅市、奥多摩町                 |
|          | 段川及び多季川工伽圏域                                    | 589mm、時間最大雨量 114mm)                          | 月博川、央多亭門                 |
|          | 秋川及び平井川流域                                      | 平成12年9月 東海豪雨(総雨量                             | 八王子市、あきる野市、日の出町、         |
|          | DO TO TOTO TOTO                                | 589mm、時間最大雨量 114mm)                          | 檜原村                      |
| 千葉県      | 利根川水系  | 手賀川・手賀沼                                      | 手賀沼流域の48時間総雨量815mm       |
| 1 2/5211 | 夷隅川水系  | 夷隅川  | 夷隅川流域日雨量 267mm           |
|          | 小櫃川水系  | 小櫃川  | 小櫃川流域内の日雨量 324mm         |
|          | 養老川水系  | 養老川  | 養老川流域の 24 時間雨量 368mm     |
| LLH FALL | 12   17   17   17   17   17   17   17          |  | 41,4114                  |

出典:「洪水浸水想定区域」(2021年2月1日参照 千葉県ホームページ)

 $\verb|https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/shinsui/index.html|$ 

「浸水予想区域図」(2021年2月1日参照 東京都建設局ホームページ)

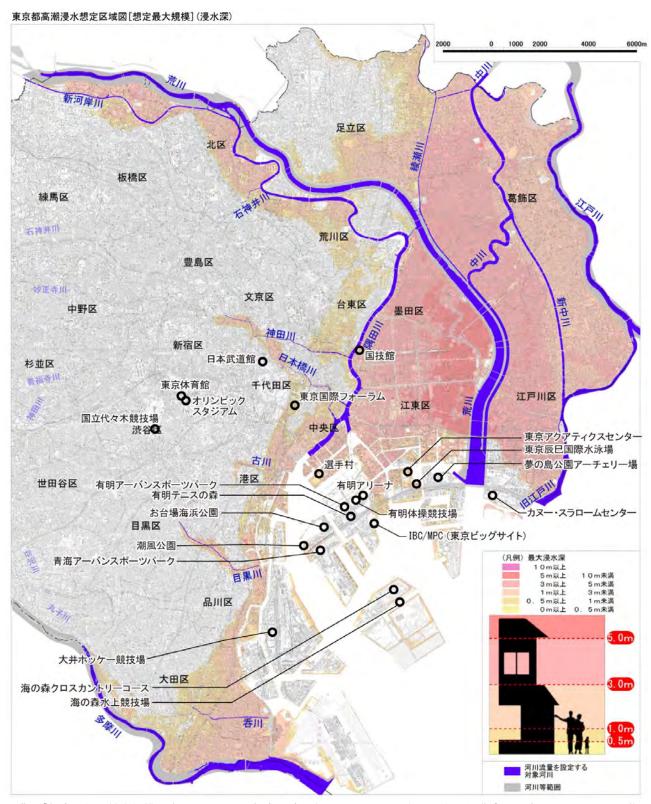
http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/chusho\_seibi/index/menu02.html

表 9.1.16-9(2) 洪水の防災計画の前提となる想定災害及び被害想定

| 自治体  | 対象地域・河川 | 対象とした降雨      | 関係する区市                       |
|------|---------|--------------|------------------------------|
| 神奈川県 | 多摩川水系   | 想定し得る最大規模の降雨 | 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢 |
|      | 鶴見川水系   |              | 市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、 |
|      | 相模川水系   |              | 伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒 |
|      | 帷子川水系   |              | 川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開 |
|      | 大岡川水系   |              | 成町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村          |
|      | 宮川水系    |              |                              |
|      | 侍従川水系   |              |                              |
|      | 鷹取川水系   |              |                              |
|      | 平作川水系   |              |                              |
|      | 松越川水系   |              |                              |
|      | 下山川水系   |              |                              |
|      | 森戸川水系   |              |                              |
|      | 田越川水系   |              |                              |
|      | 滑川水系    |              |                              |
|      | 神戸川水系   |              |                              |
|      | 境川水系    |              |                              |
|      | 引地川水系   |              |                              |
|      | 金目川水系   |              |                              |
|      | 葛川水系    |              |                              |
|      | 中村川水系   |              |                              |
|      | 森戸川水系   |              |                              |
|      | 酒匂川水系   |              |                              |
|      | 山王川水系   |              |                              |
|      | 早川水系    |              |                              |
|      | 新崎川水系   |              |                              |
|      | 千歳水系    |              |                              |

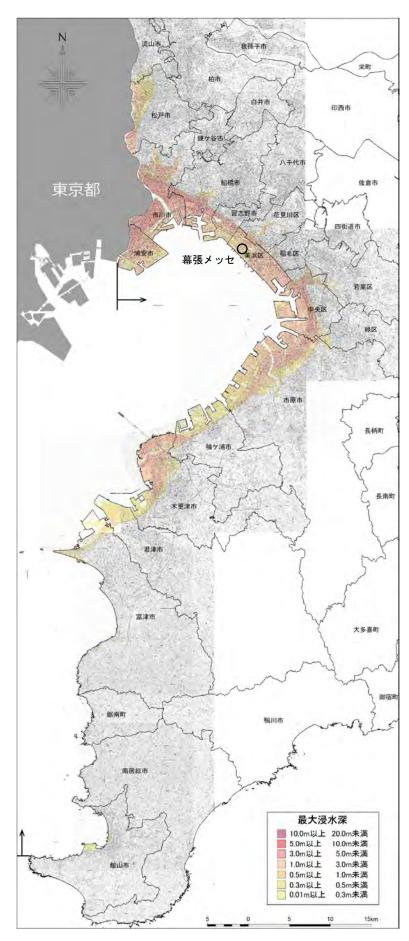
出典:「河川の氾濫による洪水浸水想定区域図」(2021年2月1日参照 神奈川県ホームページ)

 $\verb|http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/cnt/f3747/p1039490.html|$ 



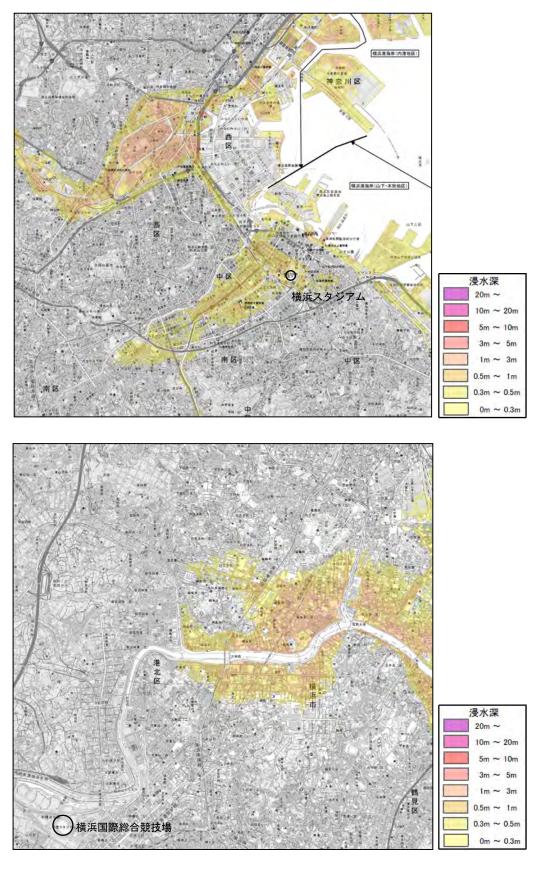
出典:「想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域」(2021年2月1日参照 東京都港湾局・建設局ホームページ) http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/03/30/03.html をもとに作成

図 9.1.16-4 浸水想定区域図(東京都)



出典:「高潮浸水想定区域図(浸水深)」(2021年2月1日参照 千葉県ホームページ) https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/shinsui/takashio/shinsuishin.html をもとに 作成

図 9.1.16-5 浸水想定区域図 (千葉県)



出典:「高潮浸水想定区域図」(2021年2月1日参照 神奈川県ホームページ) http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/takashio/kuikizu.html をもとに作成

図 9.1.16-6 浸水想定区域図(神奈川県)

# (ウ) 東京都の防災計画

特に競技会場が多く集まる東京都における防災計画の詳細について、以下に示す。

## a. 首都直下地震等対処要領

特に競技会場が多く集まる東京都では、発災直後の初動対応体制の整備として、対策内容と役割分担を示す「首都直下地震等対処要領(改訂版)」を策定している。発災後72時間に想定される主な応急対策は、表9.1.16-10に示すとおりである。

発災から 72 時間においては、各機関の円滑な連携の下に救出救助活動等が展開できるよう、主要道路の早期啓開、ライフラインの応急復旧、帰宅困難者の大量発生による混乱防止などの対策を重層的に実施する必要がある。本要領はこうした発災後 72 時間に行うことが想定される主な応急対策活動を中心に整理している。

表 9.1.16-10 発災後 72 時間に想定される主な応急対策の概要

|               | 頁 目                              | 概  要  |
|---------------|----------------------------------|---|
| 人命救助のためのルート確保 |                                  | 応急対策活動に必要な車両等の通行を可能にするため、限りある人員・資機材を最大限に活用すべく、国、道路管理者及び関係機関等と連携して、迅速にルートを確保する。<br>発災直後には、都災害対策本部は、俯瞰的な被害状況等を基に、候補経路の絞り込   |
|               |                                  | みや甚大な被害が生じている地域への経路など、道路調整チーム等を通じて、国や関<br>係機関等と必要な調整を行い、被災状況を踏まえた都内のルート確保の方針を定める。   |
|               | 被害状況や医療資<br>源の把握                 | 都災害対策本部(福祉保健局)は、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等を活用して医療機関の状況を把握し、東京 DMAT <sup>1</sup> 、医療救護班等の編成状況や日本 DMAT などの他道府県からの応援医療チームの参集状況について情報収集を行い、東京都災害医療コーディネーターから医学的な助言を受けながら、都内の医療救護活動を統括調整する。  |
| 医療救護活動        | 東京 DMAT・都医療<br>救護班等による医<br>療救護活動 | 都災害対策本部(福祉保健局及び東京都災害医療コーディネーター)は、都内の被害状況を踏まえて、東京 DMAT、都医療救護班等の編成及び派遣調整を行う。東京 DMAT は、原則として災害現場における救護活動を行うこととし、都医療救護班等は区市町村からの要請を受けて医療救護所等で救護活動を行うこととする。  |
|               | 地域医療搬送・広<br>域医療搬送                | 都災害対策本部(福祉保健局)は、地域災害医療コーディネーターや区市町村と連携して被災地域の収容先医療機関の確保に努めるが、災害拠点病院等において傷病者の受入れが困難な場合には、各災害医療コーディネーターが連携して搬送調整を行うこととする。   |
| 医療物資の調達       |                                  | 医療物資の調達について、発災からおおむね72 時間までは各医療機関・自治体で備蓄しているものを使用する。福祉保健局は区市町村等から要請があった場合には、都の備蓄を放出する。  |
| 物資調達活動        |                                  | 緊急物資等を迅速に避難所まで届けられるよう、区市町村は、区市町村の地域における緊急物資等の受入れ、配分、被災地(避難所等)への輸送拠点として地域内輸送拠点を設置し、都災害対策本部は、物流関係団体と協力し、調達物資や他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等を効率的に行う輸送拠点として広域輸送基地を設置する。<br>都災害対策本部は、大規模な被災で区市町村が物資調達不能となった地域の避難所等の物資不足に対し、当該区市町村からの要請を待たずに、搬入場所及び概算の必要数量を調整の上、迅速な支援(プッシュ型支援)を実施する。 |
| 避難者対策         |                                  | 都災害対策本部は、被災区市町村からの被災者の移送要請があった場合には、都内の非(小)被災区市町村、他道府県及び国に対して応援要請を行い、移送先及び移送手段の調整を行う。広域的な避難の対象として、要配慮者とその付添者を優先的に扱うこととする。  |
| 帰宅困難者対策       | î                                | 都災害対策本部は、帰宅困難者の発生を抑制し、救出救助活動への支障を最小限に抑えるため、都防災ホームページ及び都防災ツイッター等を通して、一斉帰宅の抑制や利用者保護の徹底についての呼び掛けを行うほか、行き場のない帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設(以下、「一時滞在施設」という。)の開設情報を発信する。あわせて、公共交通機関の運行状況等について情報収集を行い、都防災ホームページ及び都防災ツイッター等で情報提供を行う。   |

出典:「首都直下地震等対処要領(改訂版)」(平成28年3月 東京都)

<sup>1</sup> DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは、大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場に派遣される医療 チームのことで、東京都は2004年(平成16年) 8 月に我が国で初めてDMATを設立した。

#### b. 東京都地域防災計画 風水害編

東京都においては、近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害にたびたび見舞われている。また、百年に一度、二百年に一度という大雨があった場合、荒川等の大河川が氾濫し、広範囲の浸水被害を発生させることも考えられる。さらに、強い台風が東京湾を直撃した場合、最悪の条件が重なると伊勢湾台風のような高潮による被害のおそれもある。「東京都地域防災計画 風水害編(平成26年修正)」は、実災害から得た教訓等を可能な限り反映し策定されている。

この計画は、東京都及び防災機関が行うべき風水害対策を予防、応急・復旧の各段階に 応じて具体的に記載しており、表 9.1.16-11に示す風水害の災害応急・復旧対策計画、表 9.1.16-12に示す主な応急復旧活動を定めている。

表 9.1.16-11 風水害の災害応急・復旧対策計画の概要

| 項目   | 概  要                                       |
|--|--|
|  | 大規模な風水害が発生した場合に、東京都災害対策本部又は、東京都応急          |
| 初動態勢   | 対策本部を設置するとともに、都、区市町村その他防災機関は、迅速な初動         |
|  | 態勢により応急活動を開始する。                            |
| 情報の収集・伝達   | 災害時に各防災機関は、情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広          |
| 情報の収集・仏達   | 聴等を行う。                                     |
| <br>  水防対策   | 洪水、高潮又は津波による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減す          |
| <b>小奶</b> 对来   | る。   |
|  | 災害時における、都民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、          |
| 警備・交通規制  | 取り締まり並びに交通秩序の維持を行い、その他被災地における治安に万全         |
|  | を期する。                                      |
| 医療救護等対策  | 初動医療体制、情報連絡・傷病者の搬送、防疫及び保健衛生等の体制を整          |
| → \(\alpha\) \(\alpha  | 備し、災害時に迅速な医療救護等を行う。                        |
|  | 風水害時に、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策や、         |
| 避難者対策  | 集中豪雨に関する情報提供や注意喚起を講じる。                     |
| WE WE I NOW  | 避難準備情報、勧告・指示の発令時に区市町村は、速やかに避難所を設置          |
|  | し、避難者を受け入れる。                               |
| The state of the s | 被災者に対し、生命維持に最低限必要な食料・水・生活必需品等を供給す          |
| 物流・備蓄・輸送対策   | る。   |
|  | 輸送車両、輸送拠点等を確保し、災害時の緊急輸送を円滑に行う。             |
| ごみ処理・トイレの確保及び  | 災害時のごみ、障害物の処理を迅速に行うとともに、トイレの確保及びし          |
| し尿処理・障害物の除去・がれき処理  | 尿の収集・運搬を行い、都民の生活環境の保持を図る。                  |
|  | 上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関における活動態          |
| ライフライン施設の応急・復旧対策   | 勢を確立する。                                    |
| ,  | ライフライン関係機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のた          |
|  | めの諸活動を迅速に実施する。                             |
| 公共施設等の応急・復旧対策  | 公共土木施設及び鉄道施設並びにその他の公共施設等の機能回復のため、          |
|  | 迅速に応急・復旧措置を行う。                             |
|  | 被災者の生活の確保、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給を図る。          |
| 応急生活対策   | 児童・生徒の生命及び安全並びに教育活動、都民生活の安定を図るための          |
|  | 応急金融対策を図る。                                 |
| (()  | 災害が発生し、区市町村単位の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要した。      |
| 災害救助法の適用   | 要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護に対している。 |
|  | 護と社会の秩序の保全を図る。                             |
| 海井巛中のおウ  | 大規模な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財          |
| 激甚災害の指定  | 政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)による財政援助等を受        |
|  | け、迅速かつ適切な復旧を実施する必要がある。                     |

出典:「東京都地域防災計画 風水害編(平成26年修正)」(平成26年7月 東京都防災会議)

| 活動段階                   | 901    | 奉前情報収集期<br>主として気象情報等の収集及び連絡、本型に応じた<br>配置影勢の指示連絡等が行える影勢   | 情報監視縣<br>注意報等の受虐·伝達、今後の展開予<br>網、等勢の階級など  | 情報連絡期<br>器製の安備、巧砂対策、遊鞋準備など   | 災害間応疑 へんかん 発表の指摘 素色対策など  | 応急対応期<br>災害救助法の適用、応急費旧<br>対策など   | 災害獲旧期<br>本格的復旧作業など                    |
|------------------------|--------|--|--|--|--|--|---------------------------------------|
| 対対な                    | 4000   | ★台灣発生<br>■大雨の可能性が高くなる  | ★台風接近、南が降り始める<br>■南が強くなり大雨になる<br>■河川の水位が上昇   | ■大雨が一層強くなる<br>■河川の水位がより一層上昇する  | <ul><li>★台風上陸、記録的大雨、被害拡大聴き<br/>■被害発生のおそれ。</li><li>■被害発生</li></ul>  |  | 数次の総色                                 |
| X,#V/52#46.191         | 框線 4 練 | ■大雨の可能性が高くなる   | ■雨が降り拾める<br>■雨が強くなり大雨ごなる<br>■河川の水位が上昇  | ■大阪が一盟強くなる<br>■原川の水位がより一層上昇する<br>☆局所的集中豪雨のおそれ  | ■記録的大高. 被害拡大の懸念<br>■被害発生のおそれ.<br>■被害発生   | ■大雨の総■   | 息<br>水の移息                             |
| 気象庁                    |        | ・*台區情報の発表<br>*台區情報の会表<br>と記録研会・東京雄等への影響が予想される現合実施)<br>○台屋情報・職東甲猛地方気象情報<br>○台屋情報・職東甲猛地方気象情報   | ○注意報発表(大雨、洗水など)<br>始実施)<br>○東京都気象情報<br>ライン) 総時   | 〇皇帝  | - ○記録約医時間大病情報の免表<br>- ○記録約医時間大病情報の免表<br>- ○気象情報の発表   | ○ 2 2 4 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5                                    | 海の海岸                                  |
| 国土交通名<br>関東地方整備局等)     | 神      | 〇水丘の監視   | 〇本防活動  | OX5時間報告(排送河川)<br>O班次字報應表<br>(別集庁共団)  | 〇災害対策本部設置<br>〇聚急運田対策   | 〇水師  | 製物の発表                                 |
| <b>米馬魯</b><br>(災間対策本勢) |        | ○ ○ 京奏情報の収集、分析、伝道 ○ 気象庁 (ホットライン) 配件<br>★ 9年間報告 (着庁) ○ (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6 | (人) 陽時<br>() 注意物の受信 ・伝達<br>() 情報監視感勢の確立  | ○水路電報の契信・伝達     ○(水路電報の契信・伝達     ○(京都 報報             | 〇次答引集本基の設置検討・設置<br>〇詞整、文量活動<br>〇詞整、文量活動<br>〇詞整、文量活動<br>〇詞整、文量活動<br>〇詞整、文量活動                              | <ul><li>○災害穀助法の適用</li><li>○九部県市広域相互応選済施</li></ul>                            | 1                                     |
|                        |        | ○ 日本 計画 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・  | 2  | O水肪器額の受信・伝達  | 〇.血枝対象施際環境調查<br>〇.故害状況の把羅  | 〇匹急復旧  | 日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本 |
| 東京商<br>木店本部            | 10     | ○ 公英言書の安集。 百両<br>○ 6 層原現象 (銀介)   | ○因布男 村~の水路 部<br>○位海 報(入海、第次など)の東西・<br>○国際報の商は<br>○国際報等の商は                                    | 〇智報(大局、業水など)の原語・伝達<br>〇代報刊、林本教院第<br>〇代学以哲学和其相称。(文章广共回)<br>〇年学校の発表・任義<br>〇時共和の表示 任義       |  |  |                                       |
| 東京都(福祉保護局)             | (B)    |  |  |  | <ul><li>○ 監査所の価格を乗<br/>○ 所容林の財務局への関注要等<br/>○ 医療性膜</li></ul>  | ○ 有災地グ、地域への移送要請<br>○ 備業物資の搬出<br>○ 備署階級最等の票格                                  |                                       |
| 無無                     |        | 0.5.条桥船の収集   | ★情報連続整製の確立   | 本本作問題<br>本華水福建<br>本華水福建<br>本際12年開設<br>水降電報員二十6階級   | *故害状況の治器<br>・ 本施設の状況を<br>・ 本施設の状況を   | 日本会立〇  | 〇度田牛業                                 |
| 東京都 (下水道局)             | 8)     | 〇気象情報の収集   | 1  | ○現場の安全点蔵   | 〇施設の状況指揮   | 〇応急後旧工事の課査   | 〇億旧作業                                 |
| 医市町村                   | te     | 〇気会情報の収集、伝達  | 〇谷豊橋の金暦・石巌〇分校諸葛  | ○ 記銘元敬書の体表<br>○ 記名の収表・正確   | 〇次南対策本等の設備<br>〇基整所の設備<br>〇医療核膜   | ○ 証職者へり食料提供<br>○応急復訂の実施  | 〇张以者生活支援〇八张的工事の調整                     |
| <b>上投票债据</b>           | Œ      | ○受象情報の収集・伝達  |  | (株)  | 〇大部品数<br>〇大部品数<br>〇大部品数<br>〇大部品的<br>〇大部品的<br>〇大部品的<br>〇大部品的<br>〇大部品的<br>〇大部品的<br>〇大部品的<br>〇大部品的<br>〇大部品的 |  |                                       |
|                        |        | ○気象情報、被害等に到する<br>体報収集  |  |  | 〇後客状況の調査   |  | <ul><li>〇治安確立のための情報収集</li></ul>       |
| 料                      |        |  | ○気象 無精等の発命によらず被害の発生が予認される場合<br>に応げる 種警備本等の設置<br>○気は大き種警備本等の設置<br>○気表状影響により、被害防止を目的とした鍵膜誘導を実施 | ○気象量報等の発令によらず試否の発生が予認される場合、又は災害規模、被害状況等<br>に初いた金種警備本集の設置<br>○気が大金種ではなり、被害的止を目的とした智慧誘導を実施 | 〇身災後, 被害(临太)防止在目的化。先避難誘導を実施〇枚動活動   | が<br>を<br>が<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の | 〇池安路立のために暗雷等等を推存                      |
|                        |        |  |  |  | O能容状況等により警察災害派遣等の派遣奏請  | HILL.  |                                       |
| 熱暴回                    |        | 〇自主的な情報技業  |  |  | 0炎害派遣活動  |  | 〇後興支援                                 |
| 鉄道事業者                  | Ист    | 〇矢家情報の収集   | 〇没水防止対策  | 〇対策不將設置  | ○ 依容避難誘導<br>◆ ② 運転 見合 わせ   | 〇店設の点接、後旧<br>〇運転再開   |                                       |
| ライフライン事業者              | 5集者    | 〇矢余情報の収集   | •  | 〇警戒慈勢の構築   | 〇技害状況の把握及び対応   | 〇店頭の点後   | 〇後旧活動                                 |
| 通信事業者                  | *402   | 〇気余債軽の収集   | 1  | 〇窓式慈勢の構築   | ○被害状況の把握<br>○後炎型量・1億億0日勤・年勤労働・任回議官<br>○災害用作者。作の適用開始<br>○委員、後日機材の経験                                       | O応急対応作業<br>O応急後旧工事   | 〇現代運用工事<br>〇本復旧工事                     |
| 報道機關、故法機関              | 法機器    | 〇気家情報の収集   | 〇洋煮糖の圏垣  | の開発をいる。  | 発酵の砂り  |  |                                       |

出典:「東京都地域防災計画 風水害編 (平成26年修正)」(平成26年7月 東京都防災会議)

## c. セーフ シティ東京防災プランによる取組

東京都では、東京 2020 大会開催を見据えたスピード感のある防災対策の取組推進等を 目的として、「セーフ シティ東京防災プラン」(平成 30 年 3 月 東京都)を策定し、本プランに基づき地震や風水害等の自然災害対策についての取組を推進している。

本プランでは、災害シナリオとして、「区部・多摩地域における地震」及び「都内各地における風水害」について、2020 年度(令和 2 年度)までの具体的取組を工程表とともに記載している。また、本プランの進捗状況を「セーフ シティ東京防災プラン進捗レポート」として公表している。「セーフ シティ東京防災プラン」における自然災害対策についての取組及び進捗は、表  $9.1.16-13(1)\sim(6)$ に示すとおりであり、2020 年度(令和 2 年度)に向けて多くの取組が進捗している。

表 9.1.16-13(1) 東京都における自然災害対策についての取組及び進捗

| 想定しうる<br>災害シナリオ   | 行              | うべき取組               | 進捗   | 2020 年度(令和2年度)<br>の到達目標                        |
|-------------------|----------------|---------------------|--|--|
| 区部・多摩地域<br>における地震 | 建物の耐震化、<br>更新等 | 防災上重要な公共建築<br>物の耐震化 | 防災拠点となる公共建築物<br>98.6%(2018 年度末)  | 耐震化概ね完了  |
|                   |                | 住宅等の耐震化             | 住宅 83.8% (2014 年度末)<br>都営住宅 94.7% (2018 年度末)   | 住宅 95%<br>都営住宅 100%                            |
|                   |                | 長周期地震動対策            | 都庁舎の対策工事完了   | _  |
|                   |                | 家具類の転倒等対策の<br>推進    | 対策未実施率 27.1% (2019 年 9 月)  | 対策の実施率向上                                       |
|                   | 住民による救出活動の展開   | 都民一人ひとりの防災 力強化      | 「東京くらし防災」の周知活動の実施<br>「東京防災アプリ」における防災対策コ<br>ンテンツの追加や都内防災システムや<br>東京アメッシュとの連携強化<br>都民の防災意識を高めるシンポジウ<br>ム・イベントの開催<br>防災館の夜間開館<br>VR 防災体験コーナーの整備 | 女性視点を含めた都民一人ひ<br>とりの防災力強化                      |
|                   |                | 防災教育の充実             | 宿泊訓練実施校 232 校<br>総合防災教育の実施 144 万人<br>(2018 年度)   | 宿泊防災訓練参加 26 万人                                 |
|                   |                | 地域防災力の向上            | 女性防災人材育成<br>ウーマンセミナー6 回開催<br>コーディネーター研修 2 回開催<br>(2020 年度計画)   | 女性視点の防災対策の推進                                   |
|                   |                | 消防団の機能強化            | ı  |  |
|                   |                | 住民参加型訓練の実施          | 防災訓練参加者数約 236 万人<br>(2018 年度)  | 防災訓練累計 1200 万人参加                               |
|                   |                | 応急救護体制の充実強<br>化     | 救命講習受講者数延べ<br>281 万人(2018 年度)  | 救命講習受講者数 320 万人以<br>上<br>応急手当実施率 50%達成         |
|                   | 出火・延焼の抑制       | 初期消火力の強化            | 消防団員の能力向上を目的とする e-ラ<br>ーニングシステムの運用<br>経年防火水槽(道路下)の再生工事 67<br>基実施<br>経年防火水槽(道路下以外)の内部調査<br>147 基 等  | 特別区消防団充足率 90%以上<br>深井戸特別区 12 基<br>親子蓋特別区 757 基 |
|                   |                | 木密地域の不燃化促進          | 不燃領域率 62.5%<br>(2017 年度末)  | 不燃領域率 70%<br>特定整備路線 28 区間<br>約 25km 全線整備       |
|                   |                | 燃え広がらない空間の<br>確保    | 避難場所や防災拠点の計画的・重点的な整備の推進<br>市町村に対する補助の実施<br>市町村立公園の整備促進   | 都立公園新たな開園面積<br>95ha(2015年度~)                   |

出典:「セーフ シティ東京防災プラン」(平成30年3月 東京都)

表 9.1.16-13(2) 東京都における自然災害対策についての取組及び進捗

| 想定しうる<br>災害シナリオ   | 行               | うべき取組                         | 進捗   | 2020 年度(令和 2 年度)<br>の到達目標   |
|-------------------|-----------------|-------------------------------|--|---|
| 区部・多摩地域<br>における地震 | 安全で迅速な<br>避難の実現 | 要配慮者支援体制等の<br>整備              | 区市町村の要配慮者対策への財政的支援の実施<br>へルプマークやヘルプカードの普及啓<br>発支援の推進 等   | 要配慮者支援体制の更なる充実  |
|                   |                 | 避難場所等の充実                      | 「東京都防災アプリ」のアップデートに<br>よる避難場所情報入手の利便性の向上  | 都道バリアフリー化<br>約 146km 完了<br>31 公園で防災公園<br>整備完了   |
|                   |                 | 避難に資する道路等の<br>防災性の向上          | 山間部の道路の防災性向上<br>無電柱化の推進<br>47% (2020 年度末)  | 山間部の道路の防災性向上<br>センター・コアエリア内の都<br>道の無電柱化完了<br>都道全体地中化率47%<br>マンホール浮上抑制対策対象<br>区間完了(約1,250km) |
|                   | 各種情報の的確な発信      | 国と都の本部等との連携構築                 | 図上訓練の実施による各機関の連携等<br>の検証、相互の連携強化<br>図上訓練を踏まえた発災時の国との連<br>絡体制についての検討実施  | 発災時における国と都の円滑<br>な連携の構築   |
|                   |                 | 防災設備の整備・更新                    | 東京都防災センター、防災センターのフロア改修工事の完了<br>防災行政無線の再整備<br>新しい災害情報システム (DIS) の稼働<br>に向けた再構築の基本構想の検討<br>被災状況早期把握のためのドローン配<br>備  | -   |
|                   |                 | 迅速な被害情報等の把<br>握               | 都道の被害状況把握等に向け、レスキュー・ナビゲーションの操作性向上<br>早期災害情報システムの機能向上に向け、タブレット端末導入への調整<br>災害情報等リアルタイム共有体制の構築に向け、関係システムの改修及びシステム連携に係る構想・設計の実施  | 被害情報の一元的な管理による迅速な復旧活動の確保  |
|                   |                 | 情報発信力の強化                      | 都防災アプリにおける防災対策コンテンツや防災情報搭載ページの追加<br>消防に関する情報を入手できる「消防アプリ」のリリース 等   | _   |
|                   |                 | 多言語による災害情報<br>提供及び支援体制整備<br>等 | 災害発生時において、東京都防災ホームページや防災ツイッター、都内のデジタルサイネージ等多言語による情報発信の開始東京都防災アプリにおける多言語での普及啓発コンテンツの充実化東京の観光公式ウェブサイト「GO TOKYO」や観光公式ガイドブック「東京トラベルガイド」において防災情報を案内「東京みちしるべ 2020」に基づき、英語併記化やピクトグラムの追加 等 | 外国人等の安全確保に向けた<br>情報提供体制の充実  |

表 9.1.16-13(3) 東京都における自然災害対策についての取組及び進捗

| 想定しうる<br>災害シナリオ | 行            | うべき取組                  | 進捗   | 2020 年度(令和2年度)<br>の到達目標                                    |
|-----------------|--------------|------------------------|--|--|
| 区部・多摩地域における地震   | 帰宅困難者による混乱防止 | 一斉帰宅抑制の普及啓<br>発        | 条例説明会・講演会の実施、ハンドブックの配布や各種イベントでの PR、中吊り広告の掲出など、あらゆる機会を活用した普及啓発の実施約50の駅前滞留者対策協議会や区市町村を対象に帰宅困難者フォーラムを開催帰宅困難者対策に積極的に取り組む「東京都一斉帰宅抑制推進企業」を74社認定、「東京都一斉帰宅抑制推進モデル企業」を20社認定 | _  |
|                 |              | 一時滞在施設の確保              | 一時滞在施設 40.4 万人確保(2020 年 1<br>月)  | 一時滞在施設の確保を推進   |
|                 |              | 自立分散型電源の導入<br>促進       | 民間事業者に対して、コージェネレーションシステムなどの自立分散型電源の<br>導入支援等を実施  | -  |
|                 |              | 帰宅困難者の安全確保<br>策の推進     | 港区と合同の帰宅困難者訓練の実施<br>東京都一斉帰宅抑制推進企業及び東京<br>都一斉帰宅抑制推進モデル企業を認定<br>都立一時滞在施設におけるスマートフ<br>オン等充電用蓄電池の整備  | 行き場のない帰宅困難者(92<br>万人)の安全確保                                 |
|                 |              | ターミナル駅等のトイ<br>レ機能等の確保  | 下水道管耐震化累計<br>3,915か所(2018年度末)  | 下水道管耐震化<br>累計 4,155 か所整備完了<br>避難所・ターミナル駅等の給<br>水管耐震化率 100% |
|                 |              | スムーズな帰宅に向け<br>た支援の推進   | 災害時帰宅支援ステーション累計<br>10,610か所  | _  |
|                 | 円滑な避難所の開設・運営 | 防災上重要な公共建築<br>物等の耐震化   | 防災拠点となる公共建築物<br>98.6%(2018年度末)   | 耐震化概ね完了  |
|                 |              | 避難所等のトイレ機能<br>等の確保     | 避難所等への給水管耐震化率 83 %<br>(2017 年度)  | 避難所等のトイレ機能 90%確<br>保<br>避難所・ターミナル駅等の給<br>水管耐震化率 100%       |
|                 |              | 避難所運営体制等の構<br>築        | 「避難所管理運営の方針」を区市町村に<br>周知し、指針を踏まえた区市町村の取り<br>組みを支援<br>女性や要配慮者の視点を踏まえた避難<br>所運営に向けた取組を推進   | 女性視点の防災対策の推進<br>全区市町村で避難所管理運営<br>マニュアル策定                   |
|                 |              | 避難所生活衛生等の確<br>保        | 公立学校のトイレ改修や災害用トイレ<br>の整備を行う区市町村の支援を実施<br>緊急時に専門的なこころのケアを円滑<br>かつ迅速に行う体制整備  | 公立小中学校トイレ洋式化<br>80%以上、災害用トイレ整備                             |
|                 |              | 災害ボランティアコー<br>ディネーター養成 | 災害ボランティアコーディネーター受<br>講者数累計1,108人(2013~2017年度)<br>災害発生時に乳児用液体ミルクを緊急   | 災害ボランティアコーディネ<br>ーター受講者約 1,000 人確保                         |
|                 |              | 避難生活の安全安心の<br>確保       | 灰青発生時に乳児用液体ミルクを繁急<br>に調達し提供することを目的に、民間事<br>業者と協定を締結  | -  |

表 9.1.16-13(4) 東京都における自然災害対策についての取組及び進捗

| 想定しうる<br>災害シナリオ | 行                                    | うべき取組                    | 進捗   | 2020 年度(令和2年度)<br>の到達目標        |
|-----------------|--------------------------------------|--------------------------|--|--------------------------------|
| 区部・多摩地域における地震   | 発災後の生活<br>を可能とする<br>飲料水や備蓄<br>品の確保と輸 | 水道施設の耐震化・バッ<br>クアップ機能の強化 | 配水池耐震施設率 76% (2018 年度末)<br>配水管耐震継手率 44% (2018 年度末)<br>避難所・主要駅の給水管耐震化率 90%<br>(2018 年度末)  | 災害時における飲料水の安定<br>的な供給の実現       |
|                 | 送                                    | 応急給水体制の整備                | 災害時給水ステーション (給水拠点) に<br>おいて、水道局・区市町職員及び地域住<br>民が連携した訓練を実施<br>区市町が地域住民と連携し消火栓・排水<br>栓を活用した応急給水を実施すること<br>ができる体制の構築<br>応急給水の対応力向上のために区市町<br>が地域住民向けに行う訓練を東京消防<br>庁と連携して支援する事業を開始 | 大規模停電時における給水確<br>保率 97%        |
|                 |                                      | 備蓄体制の強化                  | 発災後3日分の食料及び生活必需品の確保に向け、地域内備蓄の充実、また、備蓄更新時に要配慮者向け食料の確保にも努めた<br>屋根の応急復旧等に必要な養生シートと土のう袋の備蓄の開始<br>多摩広域防災倉庫について、2019年度の施設全体の活用開始   | 都・区市町村併せて3日分の<br>食料・生活必需品備蓄を維持 |
|                 |                                      | 輸送等体制の強化                 | 大規模災害時における給油所の混乱を<br>抑制するため、日常的に車両の燃料を満<br>タンにしておく「満タン運動」を展開   | _                              |
|                 |                                      | 日常備蓄の浸透・定着               | イベントへの出展、リーフレット、ポスター等各種広報媒体のほか、東京くらし防災や東京都防災アプリを活用し、様々な世代を対象に、日常備蓄の考え方や備蓄ユニット等の普及啓発を推進   | 家庭内における備蓄 90%以上                |
|                 |                                      | 家庭におけるエネルギ<br>一利用の高度化    | 非常用電源としても有効な家庭用燃料<br>電池や蓄電池等の設置を支援<br>児童福祉施設等の非常用自家発電設備<br>等の整備に対する補助の実施   | _                              |

表 9.1.16-13(5) 東京都における自然災害対策についての取組及び進捗

| 想定しうる災<br>害シナリオ | 行                       | うべき取組                               | る自然及害対策に りい Cの取組が<br>進捗  | 2020 年度(令和 2 年度)<br>の到達目標   |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------------|--|---|
| 区部・多摩地域における地震   | 公助による救<br>出救助活動等<br>の展開 | 緊急輸送道路等の閉塞<br>等を防ぐ取組の実施             | 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率 85.9% (2019 年 12 月末)<br>都道地中化率 47% (2020 年度末)   | 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率90%かつ、特に倒壊の危険性の高い建築物の解消<br>緊急輸送道路等の橋梁の耐震化補強完了センター・コアエリア内の都道の無電柱化完了都道地中化率47% |
|                 |                         | 重機類、資機材等確保                          | 発災後の道路障害物除去等を円滑に行うための道路防災ステーションについて、区部の全建設事務所に各1か所以上の整備を完了<br>応急復旧体制の強化に資する重機類情報提供サービスにより情報を適切に把握  | 区部の全建設事務所管内に 1<br>か所整備  |
|                 |                         | 緊急輸送ルートの確保                          | 関係機関と連携した緊急輸送ルートの<br>確保に向け、国をはじめとする道路管理<br>者、関係機関等との事例検討等を重ね、<br>発災時の対応力を強化  | 緊急輸送ルート確保の実効性<br>向上   |
|                 |                         | 河川等を活用したルー<br>ト確保<br>東京港の機能確保に向けた取組 | 大規模救出救助活動拠点候補地について、区市町村等と調整の上、指定の告示等の取組を実施災害時の水上輸送の拠点となる防災船着場等の整備や、運用に係る訓練等を実施水上輸送ルートの活用に向け、訓練等の検証を通じて取組の実効性を向上緊急物資等を受け入れるふ頭の耐震強化岸壁について、5バースの工事を実施 | 陸上と併せた緊急輸送ルート<br>の多重化   |
|                 |                         | 都立公園等の防災機能<br>強化<br>応援部隊の受入体制確      | 防災上の位置付けのある都立公園 62 か<br>所のうち、新たに4か所の工事に着手す<br>るほか、4か所の基本計画策定<br>海上公園の防災機能強化に向け、3か所<br>で工事を実施<br>緊急消防援助隊関東ブロック訓練へ参                                  | 大規模救出救助活動拠点、オリンピック・パラリンピック<br>関連公園 31 公園で防災機能<br>強化、海上公園 22 公園で防災<br>機能強化                     |
|                 |                         | 専門部隊の整備等                            | 加、連携活動能力の向上等へ取組の実施<br>大規模水害等や酷暑等の異常気象に伴う災害に対応するため、「即応対処部隊」<br>の創設に向けた、隊舎や資機材の整備等<br>の検討<br>発災時に活用する重機の運転技能者の<br>拡充、民間事業者との訓練の実施                    | _   |
|                 |                         | 外国人にも対応した救<br>急隊の整備                 | 東京 2020 大会開催に向け、英語対応救<br>急隊を 26 署 70 隊体制に整備するため、<br>英語対応救急隊員の育成を継続したほ<br>か、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイス<br>トラ」を整備  | 26 署 70 隊体制を整備  |
|                 |                         | 災害時における医療機<br>能強化                   | 災害拠点病院指定 82 施設(2020 年 3 月)<br>災害拠点病院 BCP 策定率 100%(2019 年<br>3 月)   | 医療機能の更なる強化  |
|                 |                         | 過去の災害教訓等を踏まえた防災体制強化                 | 区市町村に対する BCP 策定に係るガイドラインを基に説明会を実施全庁の防災対応力を強化するため、「東京都 BCM 推進委員会調整部会」を開催東京都石油コンビナート等防災本部を設置、石油コンビナート等防災計画及び災害想定を策定                                  | 区市町村における BCP 策定促<br>進及び受援体制整備の推進  |
|                 |                         | 訓練等による対策の実効性向上 大会に向けた安全・安心への取組      | 東京 2020 大会に備え、対処要領を踏ま<br>えた図上訓練を繰り返し、対処要領の検<br>証及び改善を図る  | 東京 2020 大会の円滑な運営<br>及び大会時に培った危機管理<br>に関するノウハウの活用  |

表 9.1.16-13(6) 東京都における自然災害対策についての取組及び進捗

| 想定しうる災<br>害シナリオ   | 行                         | うべき取組               | 進捗   | 2020 年度(令和 2 年度)<br>の到達目標        |
|-------------------|---------------------------|---------------------|--|----------------------------------|
| 区部・多摩地域<br>における地震 | 迅速な復旧・復<br>興による早期<br>生活再建 | 道路ネットワークの構<br>築     | 首都圈三環状道路整備率 82% (2018 年度末)   | 首都圏三環状道路整備率 9 割<br>道路ネットワーク機能の強化 |
|                   |                           | 物資の調達、輸送体制の強化       | 多摩広域防災倉庫を 2019 年度から施設<br>全体活用の開始<br>屋根の応急復旧等に必要な養生シート<br>と土のう袋の備蓄開始<br>協定締結事業者との通信訓練や物資輸<br>送訓練を実施し、連携体制を強化  | 物資調達・輸送体制の強化                     |
|                   |                           | 燃料の確保               | 給油所と直接協定等を締結し、燃料確保<br>対策を継続するとともに、国や自治体、<br>石油団体等で構成される連絡協議会を<br>実施し、発災後の円滑な供給体制の構築<br>に向けた検討の実施<br>車両の燃料を満タンとする「満タン運<br>動」として、ポスター作成等の普及啓発<br>を実施 | _                                |
|                   |                           | 早期生活再建支援体制<br>の基盤整備 | 東京都震災復興マニュアルの見直しに<br>向けた復興対策の課題整理等の検討<br>島しょ町村の一部を含めた区市町村の<br>被災者生活再建支援システムの導入完<br>了<br>都や区市町村職員向けに、都市復興手順<br>の習熟等を目的とした訓練を実施 等                    | 全区市町村の震災復興体制の<br>強化              |
|                   |                           | 災害廃棄物処理体制の<br>構築    | 区市町村の計画策定支援等のための演<br>習等を実施   | _                                |
|                   |                           | 施設の耐震化・耐水化          | 最大級の地震が発生した場合において<br>も、各施設が機能を保持し、津波等によ<br>る浸水を防止するため、堤防、水門・排<br>水機場、下水道施設、地下鉄施設等の耐<br>震・耐水化を推進  | _                                |
|                   |                           | 予防保全管理の推進           | 最新の点検結果を反映させた予防保全<br>型管理による橋りょうやトンネル、地下<br>調節池等の長寿命化工事等を実施し、港<br>湾施設等の健全度調査を実施   | _                                |

表 9.1.16-13(7) 東京都における自然災害対策についての取組及び進捗

| 想定しうる災<br>害シナリオ | 行                       | うべき取組             | 進捗  | 2020 年度(令和 2 年度)<br>の到達目標  |
|-----------------|-------------------------|-------------------|---|--|
| 都内各地における風水害     | 風水害時の円<br>滑な避難の実<br>現   | 河川や大雨等の情報提供       | 「東京都水防災害総合情報システム」での雨量、河川水位、河川映像のリアルタイム公開<br>河川監視カメラ等の設置状況の取りまとめ、増設の検討<br>河川水位予測の精度向上に向けた洪水<br>予報システム改良の検討等                                    | 情報発信の強化<br>洪水浸水予想(想定)区域図の<br>更新(12 区域)<br>高潮浸水想定区域図の作成、<br>高潮特別警戒水位の設定 |
|                 |                         | 行政間の情報連絡体制<br>の構築 | 発災時、有線通信途絶時にも機能する防<br>災行政無線の再整備を推進<br>災害情報システム(DIS)の再構築に向<br>けた基本設計に着手  | _  |
|                 |                         | 地下街浸水対策           | 新宿や新橋など 12 地区にて地下街等の協議会において浸水対策計画の作成、情報伝達訓練の実施施設管理者と共に雨水流入箇所の調査及び避難経路の精査を実施   | 浸水時の緊急連絡体制や利用<br>者の避難誘導など浸水対策を<br>一層充実                                 |
|                 | 浸水・土砂災害<br>対策の充実・強<br>化 | 中小河川対策            | 時間 50 ミリに対応する護岸整備に加え、新たな目標整備水準(区部 75 ミリ、<br>多摩 65 ミリ) に対応する環状七号線地<br>下広域調節池などの整備を推進   | 治水安全度達成率 82%   |
|                 |                         | 下水道の浸水対策          | 50mm 降雨対策として、16 地区で整備が<br>完了 (2018 年度末)<br>70 mm市街地対策地区において目黒区八<br>雲、世田谷区深沢地区の整備を推進する<br>など、豪雨対策下水道緊急プランに掲げ<br>た取組を実施 (2018 年度末)              | 50mm 降雨対策 18 地区完了<br>75mm 降雨対策 7 地区完了                                  |
|                 |                         | 地震・津波・高潮対策        | 水門・排水機場の耐震・耐水化を推進するとともに、京浜運河をはじめとする防<br>潮堤整備や内部護岸の整備を実施   | _  |
|                 |                         | 土砂災害警戒区域等の<br>指定  | 15,000 か所指定完了<br>地域住民及び区市町村職員の土砂災害<br>に対する防災意識向上や警戒避難体制<br>の構築に向け、出前講座やハザードマッ<br>プ作成支援の実施   | 指定完了 15,000 か所   |
|                 |                         | ハード対策             | 伊豆大島における大金沢中長期対策等<br>の実施<br>砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策<br>事業を実施   | _  |
|                 |                         | 水害等の活動体制の充実       | 大規模水害等に対応するため、「即応対<br>処部隊」の創設に向けた整備等の検討<br>墨東病院、東部地域病院において「水害<br>対策基本計画」の策定、計画に基づく設<br>計への着手<br>災害拠点病院及び災害拠点連携病院が<br>行う自家発電設備の浸水対策等の助成<br>の実施 | 新型消防艇(タグボート型)の<br>整備   |

「セーフ シティ東京防災プラン進捗レポート 2020」(令和 2 年 8 月 東京都)

#### d. 火災予防対策

東京は、人口や産業が集中する巨大都市である一方、現在も、木造住宅密集地域が広く 分布している。また、高層建築物や大規模な地下街も多く、火災などが発生した場合、大 規模な事故災害になる可能性がある。そのため、「東京都地域防災計画 大規模事故編(平 成21年修正)」(東京都防災会議)において、以下の火災予防対策を示している。

# ○都民に対する防火指導

- ・パンフレット、ポスター、ホームページ等各種の媒体を用いて、防火思想の普及を 図る。
- ・出火防止、初期消火及び応急救護の要領について教育、訓練を実施し、都民の防火 意識と防災行動力の向上を図る。
- ・都民防災教育センターを活用し、都民の防火意識と防災行動力の向上を図る。

## ○事業所の防火管理及び防火管理指導

- ・防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における防火管理及び防災管理体制の 充実強化を図る。
- ・統括防火管理者、統括防災管理者、防火管理者、防火管理者、防火管理技能者、火 元責任者その他の防火管理及び防災管理業務に従事する者に対して自衛消防に係 る指導を行うことにより、事業所の防災行動力を向上させる。

## ウ. 東京 2020 大会に向けた取組

東京都は、大会開催中のアスリートや大会関係者、観客の安全・安心を確保していかなければならない。また、都民の生命・健康の確保、都民生活と社会機能の維持に万全を期すとともに、安定的な大会運営を脅かす事案への適切な対処が求められる。

これらの大会開催中の都市運営に係る体系は、図9.1.16-7に示すとおりであり、「東京2020 大会における都市運営に係る基本方針」(平成30年3月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局)を踏まえた「東京2020大会における都市オペレーションセンター運営計画(第二版)」(令和2年3月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局)と「東京2020大会の安全・安心の確保のための対処要領」との整合性を相互に確保させながら、検証・改善を進めている。

「東京 2020 大会における都市オペレーションセンター運営計画 (第二版)」及び「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領」の概要は、以下に示すとおりである。



図 9.1.16-7 大会開催中の都市運営に係る体系

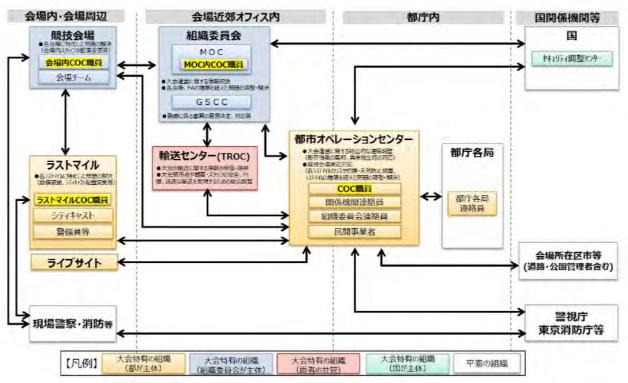
# (ア) 東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領

東京 2020 大会開催中における災害時の基本的な対応は、「東京都地域防災計画 震災編 (令和元年修正)」、「首都直下地震等対処要領(改訂版)」、「東京都地域防災計画 風水害編(平成 26 年修正)」に則って実施し、東京都全体に影響を及ぼす大規模災害等は東京都災害対策本部で対応する。

一方で、大会開催中は国内外から多くの観客が競技会場等に集中することが想定されることから、災害対策等の視点から、大会時に想定される様々なリスクを抽出し、想定される各種事態への対応方針、活動の主体・内容を定めた「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領(第一版)」(平成 30 年 3 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局)を策定した。その後、実地訓練や図上訓練での検証や、専門アドバイザーによる意見などを踏まえて、危機的事態のリスクに応じた関係機関との連携や観客等の一時的な避難場所の確保などについて見直し、「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領(第二版)」(平成 31 年 4 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局)として改

善を行った。

都市オペレーションセンター<sup>2</sup>で対応する事案分類のうち「CRISIS<sup>3</sup>」については、都災害対策本部のもと、都市オペレーションセンターは大会運営に関係する対応を行う。大会開催中に首都直下地震等が発生し、都災害対策本部が設置された場合、東京都災害対策本部は、災害対応業務を迅速かつ的確に実施するため、図 9.1.16-8 に示すとおり国、関係機関、自衛隊、会場所在区市等との密接な連携を図るとともに、都市オペレーションセンターを経由して、競技会場周辺の被害情報やメインオペレーションセンターに集約された大会運営に係る情報等の集約を行う。



出典:「東京 2020 大会における都市オペレーションセンター運営計画(第二版)」(2020 年3月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局)

図 9.1.16-8 大会開催中の東京都災害対策本部の連携体制 (イメージ)

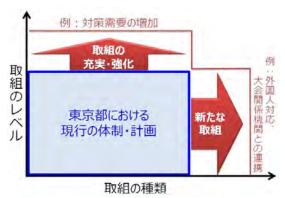
<sup>2</sup> 都市オペレーションセンターとは、円滑な大会運営を支援するとともに、都民生活への影響の軽減を図るため、都 庁関係局、組織委員会、輸送センター、国、警察機関、消防機関、競技会場周辺自治体など大会時の都市運営に関 わる多様な組織間での情報共有・連絡調整の中心的な役割を果たすものである。

<sup>3</sup> CRISISとは、都市運営に影響を及ぼしうる事案を分類したうち、死傷者の発生等の最も危険度の高いレベルを指す。

また、本対処要領では、「イ. 自治体が定める現行の災害時の体制・計画」に示した現行の体制・計画を最大限に活用することに加え、大会開催中は、図 9.1.16-9 に示すとおり現行の取組の充実・強化や、外国人対応等の新たな取組を示している。

首都直下地震等が発生した際には、関係機関相互の行動を予測しつつ、より迅速で効率的な応急対策活動を連携して実施できるよう、発災時に東京都及び関係機関が行う主な応急対策活動をタイムラインとして整理している。首都直下地震等が発生した場合の大会開催中に取組の充実・強化、新たな取組を行う主な応急対策活動は、図 9.1.16-10(1)~(7)及び表 9.1.16-14に示すとおりである。大会開催中は、国内外から多くの観客が競技会場等に集中することが想定されることから、現行の取組の充実・強化や外国人対応等の新たな取組を実施する。

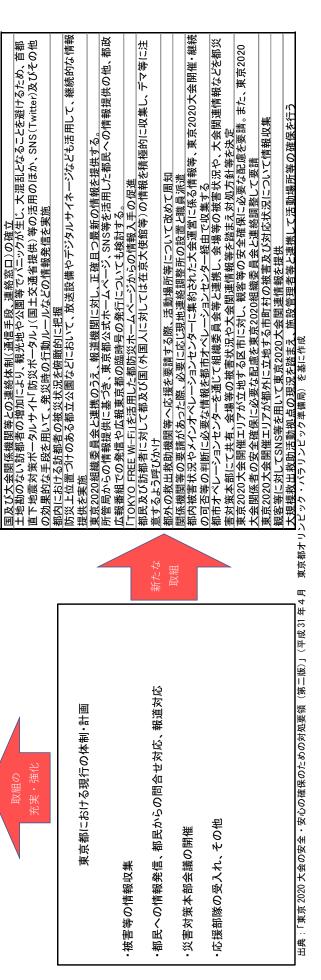
2019 年(令和元年)12 月 19 日には、東京 2020 大会期間中の首都直下地震発生を想定した本対処要領に基づいた災害対応訓練(実地訓練)を実施した。訓練は、東京都のほか、組織委員会、警視庁、東京消防庁、自衛隊等の防災関係機関も参加し、本部(都庁)及び現地(有明地区)の2か所で実施した。都庁では、発災時の都庁での初動活動や、大会運営中の競技会場等の被災状況や対応状況等に関する情報共有等の訓練を実施した。また、有明地区では、竣工した有明体操競技場における競技場内の観客に対する安全確保活動や会場内の雑踏事故を想定した負傷者の救護活動、会場に向かうラストマイルでの観客に対する一時的な避難場所への誘導等の訓練を実施した4。これらの実地訓練により、現地と関係機関や都庁との大会時の連携体制、危機管理機能の向上を図っている。



出典:「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領 (第二版)」 (平成 31 年 4 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局)

図 9.1.16-9 東京都における現行の体制・計画との関係

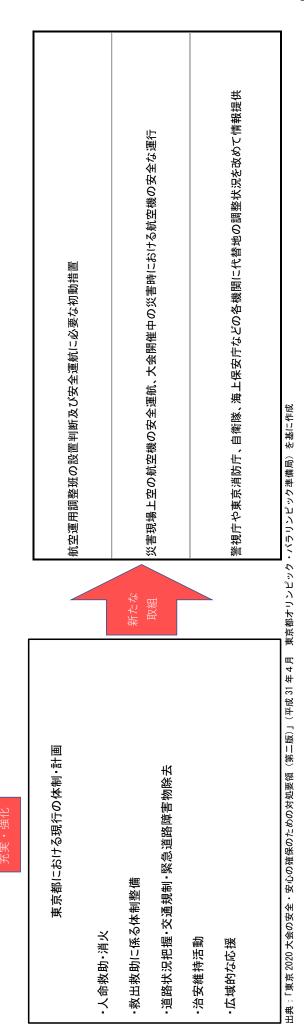
<sup>4</sup> 出典:「「東京2020大会に向けた災害対応実地訓練」の実施について」(2021年2月1日参照 東京都オリンピック・パラリンピック準備局ホームページ)



いて情報を収集 交通テレビシステム、車両感知器、映像表示システム、情報共有システム、テレビ会 議システム等を用いて被害状況及び交通状況について情報を収集 多重化された通信手段を活用し、被害情報を収集

大会期間中における発災を想定した非常配備態勢に基づき都職員が参集 道路管理者と連携して競技会場周辺等の道路における渋滞や放置車両の状況につ

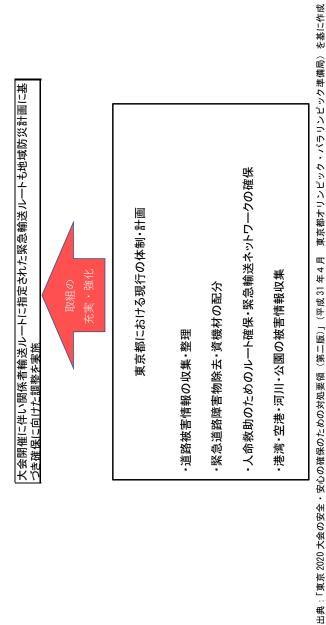
(発災~72 時間)) (本部態勢 新たな取組を行う主な応急対策活動 大会開催中に取組の充実・強化、 9.1.16-10(1) X



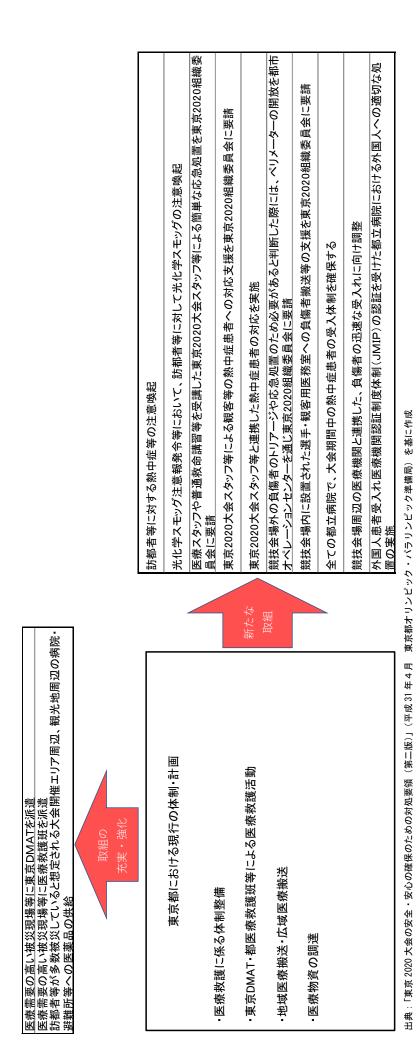
いて情報を収集 道路点検等により緊急輸送ルートの被害状況や通行不可能状況の情報を収集 道路管理者及び交通管理者等からの道路点検結果を災害情報システムに入力し、各 機関で共有

<u>競技会場周辺等にて活動する消防隊員等が把握した状況等について収集 交通テレビシステム、車両感知器、映像表示システム、情報共有システム、テレビ会 議システム等を用いて被害状況及び交通状況について情報を収集</u> 道路管理者と連携して競技会場周辺等の道路における渋滞や放置車両の状況につ

大会開催中に取組の充実・強化、新たな取組を行う主な応急対策活動(救出・救助、消火(発災~72 時間)) 図 9.1.16-10(2)



大会開催中に取組の充実・強化を行う主な応急対策活動(道路調整(発災~72 時間)) 図 9.1.16-10(3)

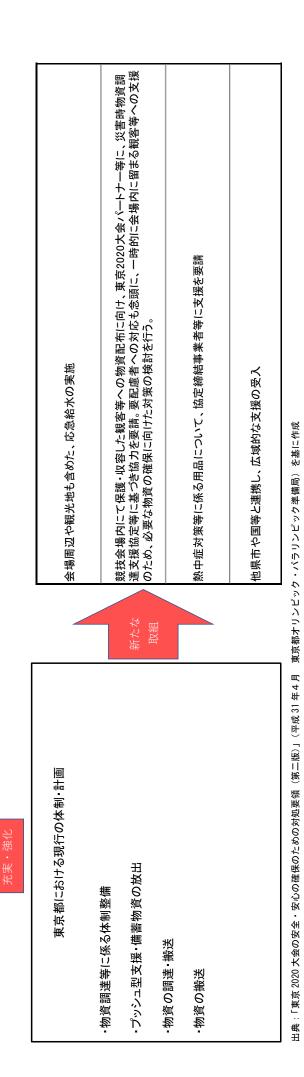


大会開催中に取組の充実・強化、新たな取組を行う主な応急対策活動

9.1.16-10(4)

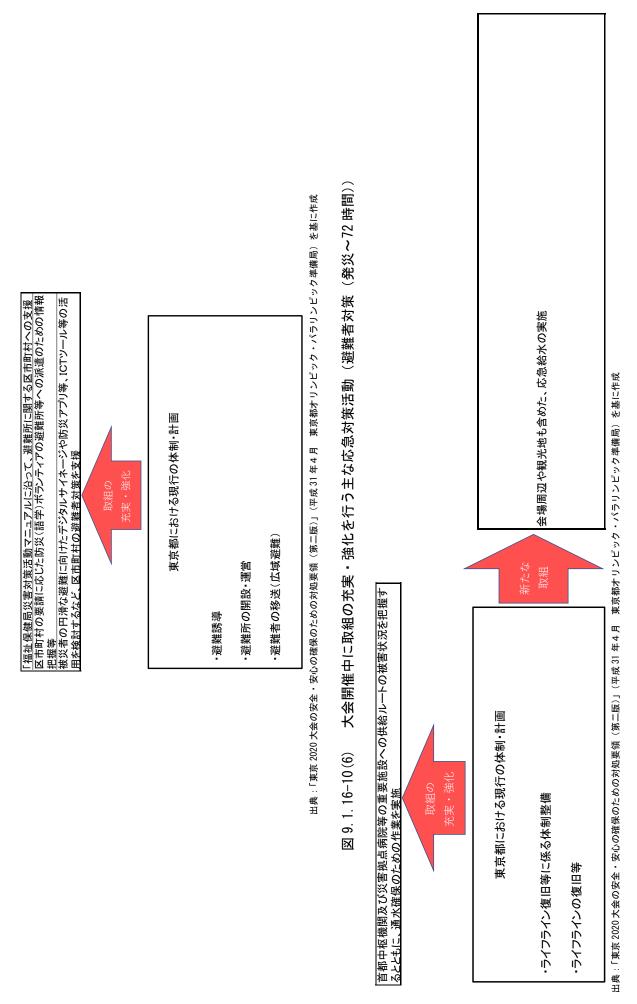
×

(医療救護 (発災~72 時間))



食料品・生活必需品等の物資不足が見込まれる施設等に協定締結事業者による支援の実施

大会開催中に取組の充実・強化、新たな取組を行う主な応急対策活動(支援物資対策(発災~72時間)) 図 9.1.16-10(5)



大会開催中に取組の充実・強化、新たな取組を行う主な応急対策活動(ライフライン(発災~1週間)) 图 9.1.16-10(7)

# 表 9.1.16-14 大会開催中に新たな取組を行う主な応急対策活動

| 項目          | 取組   |
|-------------|--|
| 訪都者等の避難誘導対策 | 「TOKYO FREE Wi-Fi」を活用した都防災ホームページからの情報入手の促進                                       |
| (発災~1週間)    | 競技会場周辺の状況に応じて、応急給水に関する調整を水道局と実施  |
|             | 会場周辺や観光地も含めた、応急給水の実施   |
|             | 東京 2020 組織委員会をはじめとする関係機関と連携し、多言語等に配慮した、観客等の適切                                    |
|             | な誘導に係る調整実施   |
|             | 東京 2020 組織委員会等から、一時的な避難場所の開設等の情報収集を行い、SNS(Twitter)<br>やその他の効果的な情報発信方策を用いて、広く情報提供 |
|             | 東京 2020 組織委員会等を通じて、一時的な避難場所での受入状況についての情報収集に努め、                                   |
|             | 災害対策本部会議等を通じ各局に情報共有  |
|             | 東京 2020 組織委員会と連携し、競技会場等の施設安全点検等を実施し、被災状況等に応じて、                                   |
|             | 競技会場等及び周辺の一時的な滞在施設等において観客等の円滑な受入を実施  |
|             | バリアフリー化された設備や、多言語対応したスタッフ体制等が確保されている一時的な避  |
|             | 難場所等に、支援が必要な要配慮者等を受け入れ   |
|             | 競技会場周辺における使用可能な大会関連施設において、要配慮者等を一時的に受け入れ、  |
|             | 安全を確保するよう東京 2020 組織委員会及び施設管理者に対し要請。また、要配慮者等の適                                    |
|             | 切な誘導について東京 2020 組織委員会等関係機関と調整する。   |
|             | 東京 2020 組織委員会及び施設管理者が実施する競技会場などの施設点検の結果や、競技会場                                    |
|             | 内の状況に関する情報収集を、都市オペレーションセンターを通じ実施   |
|             | 施設点検の結果、競技会場内の観客等を競技会場外へ避難させることとなった際、都市オペレーションセンターを通じ観客等の避難状況に関する情報収集を実施         |
|             | 競技会場内に安全な空きスペースがあるようであれば、ペリメーターの開放にあわせ周辺滞  |
|             | 留者等の競技会場内での安全確保を、都市オペレーションセンターを通じ組織委員会に要請  |
|             | 競技会場内外にて東京 2020 組織委員会及びオリンピック・パラリンピック準備局が行う避難                                    |
|             | 誘導の措置が効率的に行われるよう、自治体等と連携の上、積極的な現場広報を行うととも  |
|             | に、あらかじめ指定されている避難場所等に観客等を誘導   |
|             | 外国人旅行者等を含む訪都旅行者等に対する熱中症等の注意喚起  |
|             | 都災害対策本部が区市町村や民間事業者等を通じて入手した、一時的な避難場所等に受け入  |
|             | れられている外国人の情報につき、速やかに在京大使館等へ情報提供  |
|             | 都災害対策本部が収集した都内被害状況について、複数の災害時通信手段を活用して在京大  |
|             | 使館等と情報共有。在京大使館等からの情報・要望を都災害対策  |
|             | 外国人患者受入れ医療機関認証制度体制(JMIP)の認証を受けた都立病院における要配  |
| 間)          | 慮者への適切な処置の実施   |
|             | 外国人旅行者等を含む訪都旅行者等に対する熱中症等の注意喚起  |
|             | 都災対本部が入手した一時滞在施設等に受け入れられた外国人の情報について、速やかに各国大使館等へ提供                                |
|             | 都災対本部が収集した都内被害状況や訪都者の被災状況について、複数の災害時通信手段を  |
|             | 新泉州本部が収集した都行板音が洗べいが都有の放泉が洗に ラバ・C、複数の泉音時通信子段を<br>活用して各国大使館等と情報共有                  |
|             | 外国人のご遺体の搬送と安置(警視庁)、都災対本部が入手した外国人のご遺体に関する情  |
|             | 報を速やかに各国大使館等へ提供  |

出典:「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領 (第二版)」(平成 31 年 4 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局)を基に作成

## (4) 東京 2020 大会における都市オペレーションセンター運営計画

国内外から多数の来訪者が見込まれる東京 2020 大会において、東京都は組織委員会の 円滑な大会運営を支援するとともに、大会が都民生活や経済活動に与える影響の軽減に取 り組む必要があることから、組織委員会など関係機関との緊密な連携と、競技会場周辺に おける観客の案内や休憩所の設置・運営をはじめとする各種取組等への対応を担う「都市 オペレーションセンター」を設置する。

都市オペレーションセンターは、開催期間中は、原則 24 時間体制で運営する。都市オペレーションセンターでは、表 9.1.16-15 に示すとおり都市運営に影響を及ぼしうる事案を「INFORMATION」、「ISSUE」、「INCIDENT」及び「CRISIS」の4つに分類し、事案分類ごとに対応者・権限範囲を定めることにより対応する。

表 9.1.16-15 事案分類毎の主な事例とオペレーション

|                            |                                       | 対中の工な事例とオペレーフョン   |
|----------------------------|---------------------------------------|---|
| 事案分類                       | 主な事例                                  | オペレーション   |
| INFORMATION                | 迷子の発生                                 | ・迷子の保護、保護者の捜索   |
| [参考情報として共有す                | 熱中症患者の発生                              | ・応急救護、救護所等との連携、119番通報   |
| る事案]                       | シティドレッシングの破損                          | シティドレッシングの補修依頼等   |
|                            | 外国人等の集団による<br>滞留発生                    | ・警備員等による道案内・誘導、シティキャストによる案内   |
| ISSUE                      | ごみ散乱等による近隣住                           | ・住民対応、委託事業者等による清掃対応   |
| [単一会場及びその周辺                | 民からの要望・苦情等                            | ・代替ルート設定及び観客誘導  |
| へ影響する事案]                   | 人身事故による観客利用<br>想定駅での電車運休              | ・代替ルート設定及び観客誘導<br>・観客の競技会場内待機依頼   |
|                            | 熱中症患者の集団発生                            | ・応急救護、救護所等との連携、119番通報   |
|                            | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | ・現地における注意喚起の実施  |
|                            | 倒木等によるラストマイ                           | ・110 番通報、通行規制、障害物の撤去  |
|                            | ル通行障害                                 | ・代替ルート設定及び観客誘導  |
|                            | ぼや・火災の発生                              | ・110番、119番通報、初期消火、通行規制、代替ルート設定及び<br>観客誘導  |
| INCIDENT                   | ゲリラ豪雨に伴う電車                            | ・代替ルート設定及び観客誘導  |
| [複数の会場又は関係機<br>関に影響し、大会運営に | 運休・競技スケジュール  <br>変更                   | ・会場チームとの観客誘導調整(観客の競技会場内待機等)   |
| 影響する事案]                    | 大会関係者の感染症り患                           | ・発症者への医療提供  |
|                            |                                       | ・感染拡大防止策の検討・実施  |
|                            |                                       | ・広報対応   |
|                            | 都内の大規模停電                              | ・大会運営への影響把握   |
|                            |                                       | ・電力会社からの停電復旧見込の把握   |
|                            |                                       | ・公共施設や大会関連施設の優先復旧要請   |
|                            |                                       | ・広報対応<br>(ARA) (ARA) (ARA |
|                            | 大型台風の上陸予報                             | ・台風の進路・気象予報の確認<br>・事前対策の検討・実施(競技の延期、仮設設備・シティドレッシ  |
|                            |                                       | ・ 争削対束の検討・ 夫虺(親玟の延朔、仮設設備・シティトレッシーングの退避、広報等)   |
|                            |                                       | ・上陸後の被害状況の把握、応急復旧   |
|                            |                                       | ・広報対応   |
| CRISIS                     | 群衆事故による死傷者の                           | ・110番、119番通報  |
| [大規模災害や多数の死                | 発生                                    | ・ラストマイル上での被害状況・対応状況の確認  |
| 傷者の発生等、大会運営                |                                       | ・大会運営への影響把握   |
| に著しい影響を及ぼす事                |                                       | ・対応方針の検討(競技会場内待機、代替ルート設定、観客誘導等)   |
| [案]                        |                                       | ・再発防止策の実施、雑踏警備の強化   |
|                            | 上入知眼由の光初まて                            | ・広報対応   |
|                            | 大会期間中の首都直下<br>地震発生                    | ・競技会場内外の被害状況・支援ニーズの把握<br>・都災害対策本部との連絡・調整(競技会場内及びラストマイル上   |
|                            | 地反光生                                  | の対応に関わる都庁各局への支援要請等)   |
|                            |                                       | ・東京 DMAT (災害派遣医療チーム)派遣、競技会場内での医療支援  |
|                            |                                       | ・熱中症患者救護、応急給水   |
|                            |                                       | ・外国人対応(多言語による情報伝達、大使館との連絡調整等)   |
|                            |                                       | ・広報対応   |

出典:「東京 2020 大会における都市オペレーションセンター運営計画(第二版)」 (令和2年3月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局) また、東京 2020 大会における東京都の取組を実践的に準備するため、2019 年(令和元年) 7月から 9月にかけて開催されたテストイベントを活用し、以下の都市オペレーションセンターのラストマイル運営や組織委員会との連携に必要となる情報の収集・共有・発信方法の検証を行った5。

- ・模擬データベースを活用した情報共有、事案管理
- ・現場と都市オペレーションセンター本部、輸送センター、組織委員会メインオペレー ションセンター等における連絡体制
- ・ラストマイルと会場内都市オペレーションセンター職員、シティキャスト・警備員等 とのラストマイルにおける連系体制
- 事案発生時の対応手順

検証の結果、同時発生事案の対応中に、現場で起きた情報を詳細にデータベース入力することは限界があることから、以下の今後の対応を図ることとした。

- ・本部等が必要とする情報を明確化し、本部と現場で共有する情報を選別(多数の熱中 症患者の発生等、緊急性が高く広範に影響が及ぶ恐れがある情報等)
- ・必要な情報を確実に伝達する運用の工夫(メール等に加えて、電話や無線等でのフォロー)
- ・本部と現場での双方向のコミュニケーション (報告・指示・情報共有等) が円滑となる運用を検証
- ・雑踏事故防止に向け、SNS 等を通じた観客への混雑情報の提供方法を検討

<sup>5</sup> 出典:「テストイベントを活用した都における検証の結果について(令和元年9月30日時点)」(2021年2月1日参照 東京都オリンピック・パラリンピック準備局ホームページ)

## (ウ) 東京 2020 大会の競技会場における防火設備設置状況

東京 2020 大会の競技会場においては、表 9.1.16-16(1)~(3)に示すとおりの防火設備等を設置しており、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例の基準を満たす、公共性の高い施設として、耐火建築物としての基準を満足している。

また、東京都では、障害の有無に関わらず全ての人々にとって利用しやすい施設となるよう、アクセシビリティの確保に向けて、設計段階で、障害のある方や学識経験者等から意見を聴取する「アクセシビリティ・ワークショップ」を設置し、ワークショップで聴取した意見や要望は、可能な限り実施設計に反映している。災害時等における障害者や外国人の避難誘導のため、車いす使用者席の分散配置、非常用の誘導音の設置、多言語対応・ピクトグラム表示等を図ることとした6。

表 9.1.16-16(1) 各競技会場における防火設備設置状況(計画含む)

| A) Victi | N/ 1 =0.744 fe/c | オリンピック                           | 日本道                   | 武道館        | 武蔵野の森総合     |
|----------|------------------|----------------------------------|-----------------------|------------|-------------|
| 分類       | 消火設備等            | スタジアム                            | 本館                    | 中道場棟       | スポーツプラザ     |
| 発見・通報    | 自動火災報知設備         | 0                                | 0                     | 0          | 0           |
|          | ガス漏れ火災警報設備       | ○(厨房・熱源機械室)                      | 0                     | 0          | _           |
|          | 非常電話             | 0                                | _                     | _          | _           |
|          | 非常警報設備           | 0                                | ○(非常放送)               | ○(非常放送)    | ○(非常警報装置)   |
|          | 火災通報装置           | 電話機で代替                           | 0                     | 0          | =           |
|          | 総合操作盤            | ○(防災センター)                        |                       | _          | _           |
|          | ガス漏れ火災警報器        |                                  |                       | _          | ○(熱源機械室)    |
| 避難誘導     | 非常照明設備           | 0                                | 0                     | 0          | 0           |
|          | 誘導灯及び誘導標識        | 0                                | 0                     | 0          | 0           |
|          | 避難器具             | _                                | _                     | _          | _           |
|          | 排煙設備             | =                                | ○防火・防煙ダンパー            | ○防火・防煙ダンパー | _           |
| 初期消火     | 消火器具             | 0                                | 0                     | 0          | 0           |
|          | 大型消火器            | ○(電気室、高圧電気室)                     | 0                     | _          | 0           |
|          | 屋内消火栓設備          | 0                                | 0                     | 0          | 0           |
|          | 屋外消火栓設備          | 一部○(1,2階(ピロティ含む))                | _                     | _          | _           |
|          | スプリンクラー設備        | 0                                | ○アリーナ面放水銃             | 0          | 0           |
|          | 不活性ガス消火設備        | ○(特高電気室、発電機室、<br>収蔵庫、アンプ室・熱源機械室) | _                     | _          | ○(電気室、発電機室) |
|          | 移動式粉末消火設備        | 0                                | _                     | _          | _           |
|          | 泡消火設備            | ○ (駐車場等)                         | _                     | _          | ○(駐車場)      |
|          | フード等用簡易自動消火装置    | _                                | _                     | _          | _           |
|          | 放水銃              | _                                | =                     | _          | 0           |
| 本格消火     | 非常用進入口           | 非常用エレベーター設置により免除                 | 0                     | _          | ○ (メインアリーナ) |
|          | 排煙設備(消防排煙含む)     | 0                                | _                     | _          | _           |
|          | 連結送水管            | 0                                | 0                     | 0          | _           |
|          | 消防用水             | 0                                | _                     | _          | 0           |
|          | 消防排煙設備           | _                                | ○シャッター                | ○たれ壁・シャッター |             |
|          | 排煙設備             | _                                | 0                     | 0          | 0           |
|          | 連結散水設備           | _                                | _                     | _          | 0           |
| その他      | 非常電源設備           | 0                                | 0                     | 0          | _           |
|          | 避雷設備             | 0                                | _                     | _          | _           |
|          | 総合操作盤            | _                                | 0                     | _          | =           |
|          | 雷保護設備            | _                                | ○擬宝珠、大屋根先<br>端部8箇所、煙突 | _          | _           |

<sup>6</sup> 出典:「アクセシビリティ・ワークショップ (第8回)」(2021年2月1日参照 東京都オリンピック・パラリンピック準備局ホームページ)

表 9.1.16-16(2) 各競技会場における防火設備設置状況(計画含む)

|       |                             |  |   | 有明テニスの森            |                |  |
|-------|-----------------------------|--|---|--------------------|----------------|--|
| 分類    | 消火設備等                       | 有明アリーナ   | 有明体操競技場   | クラブハウス・<br>インドアコート | ショーコート1        |  |
| 発見・通報 | 自動火災報知設備                    | 0  | 0   | 0                  | 0              |  |
|       | 非常電話                        | 0  | _   | _                  | _              |  |
|       | 非常警報設備                      | 〇(非常警報装置)  | 〇 (非常警報装置)  | ○ (非常放送設<br>備)     | ○ (非常放送設<br>備) |  |
|       | 火災通報装置                      | 0  | 電話にて代替  | 〇(加入電話)            | 〇(加入電話)        |  |
|       | 総合操作盤                       | ○(中央監視制御設<br>備)  | _   | _                  | _              |  |
|       | ガス漏れ火災警報器                   | _  | _   | 0                  | _              |  |
| 避難誘導  | 非常照明設備                      | 0  | 0   | 0                  | 0              |  |
|       | 誘導灯及び誘導標識                   | 0  | 0   | 0                  | 0              |  |
| 初期消火  | 消火器具                        | ○ (全館)   | 0   | 0                  | 0              |  |
|       | 大型消火器                       | _  | _   | 0                  | 0              |  |
|       | 屋内消火栓設備                     | 0  | _   | 0                  | 0              |  |
|       | 屋外消火栓設備                     | _  | ○ (協議により 2 階屋<br>外コンコースに設置)                                     | _                  | _              |  |
|       | スプリンクラー設備                   | <ul><li>○ (閉鎖型スプリンクラー設備:全館) (小<br/>規模放水銃システム:サブアリーナ) (大<br/>規模放水銃システム:メインアリーナ)</li></ul> | ○ (1F 展示場部分は、<br>放水銃にて警戒。2 階<br>屋外コンコースは協<br>議により湿式スプリ<br>ンクラー) | _                  | _              |  |
|       | 不活性ガス消火設備                   | ○(熱源機械室・電気<br>室等)  | _   | _                  | _              |  |
|       | 移動式粉末消火設備                   | _  | _   | _                  | _              |  |
|       | 泡消火設備                       | ○ (人工地盤下駐車<br>場)   | _   | _                  | _              |  |
|       | 水噴霧消火設備等 (泡・<br>CO2・ハロン・粉末) | _  | ○ (3 F機械室、移動<br>式粉末消火設備)  | _                  | _              |  |
|       | 排煙設備                        | _  | ○ (自然排煙窓設置)   | _                  | _              |  |
|       | 消防用水                        |  | 0   | _                  | _              |  |
| 本格消火  | 非常用進入口                      | 0  | _   | _                  | _              |  |
|       | 連結送水管                       | 0  | _   | _                  | _              |  |
|       | 消防用水                        | 0  | _   |                    |                |  |
|       | 排煙設備                        | 全館避難検証により<br>適用しない   | _   | _                  | _              |  |
|       | 屋外消火栓設備                     | ○スプリンクラー設<br>備により代替  | _   | 0                  | _              |  |
| その他   | 非常電源設備                      | 0  | 0   | _                  | _              |  |
|       | 避雷設備                        | 0  | 0   | _                  | 0              |  |
|       | 非常電源(自家発電装置)                | _  | _   | 0                  | 0              |  |
|       | 非常電源(蓄電池設備)                 | _  | _   | 0                  | 0              |  |
|       | 散水・融雪設備                     | _  | _   | _                  | _              |  |

| 表 9.1.16-16(3) | 各競技会場 | こおける防火設備設置 | 重状況 | (計画含 | む) |
|----------------|-------|------------|-----|------|----|
|                |       |            |     |      |    |

| 八粨    | 消火設備等         | 大井ホッケー競技場    |             | 海の森水上競技場       |                              |               | カヌー・スラローム | 東京アクア                      |
|-------|---------------|--------------|-------------|----------------|------------------------------|---------------|-----------|----------------------------|
| 分類    | <b>何</b> 欠故慵寺 | 第一<br>球技場    | 第二<br>球技場   | グランド<br>スタンド棟  | 艇庫棟                          | フィニッシュ<br>タワー | センター      | センター                       |
| 発見•通報 | 自動火災報知設備      | 0            | 0           | 0              | 0                            | 0             | 0         | 0                          |
|       | 非常電話          | _            | l           | _              | _                            | _             | _         | 0                          |
|       | 非常警報設備        | _            | 1           | ○ (非常警<br>報装置) | <ul><li>○ (非常警報装置)</li></ul> | ○(非常警報装<br>置) | 0         | ○(ガス漏れ<br>警報設備)            |
|       | 火災通報装置        | ○ (加入<br>電話) | ○(加入<br>電話) | _              | _                            | _             | 0         | 0                          |
|       | 総合操作盤         | _            | 1           | _              | _                            | _             | _         | 〇(中央監視<br>制御設備)            |
|       | 漏電火災報知設備      | _            |             | _              | _                            | _             | 0         |                            |
| 避難誘導  | 非常照明設備        | 0            | $\circ$     | 0              | 0                            | _             | _         | 0                          |
|       | 誘導灯及び誘導標識     | 0            | $\circ$     | 0              | 0                            | 0             | 0         | 0                          |
|       | 避難器具          | 0            |             | _              | _                            | _             | 0         |                            |
| 初期消火  | 消火器具          | 0            | 0           | 0              | 0                            | 0             | 0         | 0                          |
|       | 屋内消火栓設備       | 0            |             | 0              | 0                            | _             | _         | 0                          |
|       | スプリンクラー設備     | _            |             | _              | _                            | _             | _         | 0                          |
|       | 不活性ガス消火設備     | _            |             | _              | _                            | _             | _         | 0                          |
|       | 泡消火設備         | _            |             | _              | _                            | _             | _         | 0                          |
| 本格消化  | 非常用進入口        | _            | l           | _              | _                            | 0             | _         | 0                          |
|       | 連結送水管         | _            |             | _              | _                            | _             | _         | 0                          |
|       | 消防用水          | _            |             | _              | _                            | _             | _         | 0                          |
|       | 排煙設備          |              |             | 0              | _                            | _             | _         | 0                          |
|       | 屋外消火栓設備       |              |             | _              | _                            | _             | _         | 0                          |
| その他   | 非常電源設備        | 0            | _           | 0              | 0                            | _             | _         | 0                          |
|       | 避雷設備          | 0            | _           | 0              | 0                            | _             | _         | ○(外部雷保<br>護設備、内部<br>雷保護設備) |

- 注1)○は「設置」、一は「設置なし」を示す。
- 注 2)海の森水上競技場及びカヌー・スラロームセンターは、○は「設置義務のあるもの」、一は「設置義務のないもの」 を示す。
- 出典:「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会フォローアップ報告書(大会開催前)(新国立競技場(オリンピックスタジアム))」(令和 2 年 10 月 東京都)
  - 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書(日本武道館)」(平成 30 年 4 月 東京都)
  - 「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会フォローアップ報告書(大会開催前)(武蔵野の森総合スポーツ施設)」(平成 29 年 8 月 東京都)
  - 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書(有明アリーナ)」(平成 29 年 1 月 東京都)
  - 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書(有明体操競技場)」(平成 29 年 8 月 東京都)
  - 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書(有明テニスの森)」(平成 29 年 10 月東京都)
  - 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書(大井ホッケー競技場)」(平成 30 年 1月 東京都)
  - 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書(海の森水上競技場)」(平成 28 年 7 月 東京都)
  - 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書(カヌー・スラローム会場)」(平成 29 年 6 月 東京都)
  - 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書(オリンピックアクアティクスセンター)」(平成 28 年 10 月 東京都)

# エ. 法令等の基準等

消防・防災に関する法令等については、表 9.1.16-17(1)~(3)に示すとおりである。

# 表 9.1.16-17(1) 消防・防災に関する関係法令等

| 法令・条例等                 | 責務等  |
|------------------------|--|
| 災害対策基本法                | (目的)   |
| (昭和 36 年法律<br>第 223 号) | 第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保   |
|                        | に資することを目的とする。<br>(関係行政機関等に対する協力要求)<br>第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議(地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意    |
|                        | 見の表明その他必要な協力を求めることができる。<br>(都道府県災害対策本部)  |
|                        | 第二十三条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。<br>2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充て   |
|                        | る。 3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。 4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。   |
|                        | - 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。     当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。     当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。 |
|                        | 5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、<br>災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災<br>害対策本部を置くことができる。  |
|                        | 6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。  |
|                        | 7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。   |
|                        | 8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。<br>(指定行政機関の防災業務計画)  |
|                        | 第三十六条 指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。  |
|                        | 2 指定行政機関の長は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに都道府県知事及び関係指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。   |
|                        | 3 第二十一条の規定は、指定行政機関の長が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又<br>は修正する場合について準用する。   |

表 9.1.16-17(2) 消防・防災に関する関係法令等

| 法令・条例等   | 責務等  |
|----------|--|
| 水防法      | (目的)   |
| (昭和24年法律 | 第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこ                   |
| 第 193 号) | れによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。                            |
|          | (都道府県の水防責任)  |
|          | 第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように                   |
|          | 確保すべき責任を有する。   |
|          | (都道府県の水防計画)  |
|          | 第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計                   |
|          | 画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、こ                    |
|          | れを変更しなければならない。   |
|          | 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従                   |
|          | 事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。                          |
|          | 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項                   |
|          | の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河                    |
|          | 川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当                    |
|          | 該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓                   |
|          | 練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力                    |
|          | が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協                    |
|          | 議し、その同意を得なければならない。   |
|          | 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のた                   |
|          | めの活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。                     |
|          | 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようと                   |
|          | するときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会                    |
|          | をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百                    |
|          | 二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。                   |
|          | 6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して                   |
|          | 当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報                    |
|          | 告した水防計画の変更についても、同様とする。                                       |
|          | 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更した。                |
|          | したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。<br>(洪水浸水想定区域)                     |
|          | (株が及が恋だ区域)<br>  第十四条   国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川につ |
|          | いて、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川につ                    |
|          | いて、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による                    |
|          | 被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得                    |
|          | る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)に                   |
|          | より当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するも                    |
|          | のとする。  |
|          | (雨水出水浸水想定区域)   |
|          | 第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等につい                   |
|          | て、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑                    |
|          | かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るた                    |
|          | め、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設                    |
|          | に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設(当該指定に係るポンプ施設                    |
|          | 又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水                   |
|          | を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定する                    |
|          | ものとする。   |
|          | (高潮浸水想定区域)   |
|          | 第十四条の三 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の                   |
|          | 円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図                    |
|          | るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通                    |
|          | 大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に                    |
|          | 浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。                             |
| •        |  |

表 9.1.16-17(3) 消防・防災に関する関係法令等

|               | - 衣 9. 1. 10−1/(3) 月防・防災に関する関係法市等<br>-      |
|---------------|---|
| 法令・条例等        | 責務等   |
| 消防法           | 第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災   |
| (昭和23年法律      | から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による    |
| 第 186 号)      | 傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資するこ    |
|               | とを目的とする。                                    |
|               | 第七条 建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更若しくは使用につい   |
|               | て許可、認可若しくは確認をする権限を有する行政庁若しくはその委任を受けた者又は建    |
|               | 築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条の二第一項(同法第八十七条第一項にお    |
|               | いて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による確認を行う指定確認検   |
|               |   |
|               | 査機関(同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。以下この条    |
|               | において同じ。)は、当該許可、認可若しくは確認又は同法第六条の二第一項の規定による   |
|               | 確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なけ    |
|               | れば、当該許可、認可若しくは確認又は同項の規定による確認をすることができない。た    |
|               | だし、確認(同項の規定による確認を含む。)に係る建築物が都市計画法(昭和四十三年法   |
|               | 律第百号)第八条第一項第五号に掲げる防火地域及び準防火地域以外の区域内における住    |
|               | 宅(長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。)である場合又は建築主事が建築基準   |
|               | 法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項 の規定による確認をする場合にお    |
|               | いては、この限りでない。                                |
|               | 第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定め   |
|               | る大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定め   |
|               | る二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。)その他多数の者が出入し、勤務し、又   |
|               | は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定め    |
|               | る資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対    |
|               |   |
|               | 象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、    |
|               | 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用    |
|               | 又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員    |
|               | の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。               |
|               | 第十七条   学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途 |
|               | 防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に    |
|               | 供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)につい   |
|               | て消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定め    |
|               | る技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。              |
| 東京都震災対策条例     | (目的)  |
| (平成 12 年東京都条例 | 第一条 この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)に関する予防、応急及び復興  |
| 第 202 号)      | に係る対策(以下「震災対策」という。)に関し、都民、事業者及び東京都(以下「都」と   |
| 7,7           | いう。)の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関す   |
|               | る施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もっ    |
|               | て現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。      |
|               | (基本的責務)                                     |
|               | 第二条 知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から   |
|               | 保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復    |
|               |   |
|               | 興を図るため、最大の努力を払わなければならない。                    |
|               | 2 前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業(以下「震災対策事業」とい  |
|               | う。)の計画(以下「震災対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければな   |
|               | らない。  |
| 東京都建築安全条例     | (趣旨)  |
| (昭和46年東京都条例   | 第一条 建築基準法(以下「法」という。)第四十条(法第八十八条第一項において準用する  |
| 第 121 号)      | 場合を含む。)による建築物の敷地、構造及び建築設備並びに工作物に関する制限の附加、   |
|               | 法第四十三条第二項による建築物の敷地及び建築物と道路との関係についての制限の附     |
|               | 加、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第百二十   |
|               | 八条の三第六項による地下街に関する令と異なる定め並びに令第百四十四条の四第二項に    |
|               | よる道に関する令と異なる基準については、この条例の定めるところによる。         |
|               | (適用の範囲)                                     |
|               | 第九条 この章の規定は、次に掲げる用途に供する特殊建築物に適用する。          |
|               | 二 共同住宅、寄宿舎又は下宿(以下「共同住宅等」という。)               |
|               |   |
|               | 七 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場(不特定多数の人の集会の用に供する建  |
|               | 築物で、一の集会室の床面積が二百平方メートルを超えるものに限る。以下同じ。) その他  |
|               | これらに類するもの(以下「興行場等」という。)                     |
|               | 十二 倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの、荷   |
|               | 貨物集配所又は卸売市場                                 |
|               |   |

## オ. 東京都等の計画等の状況

消防・防災に関する東京都等の計画等については、表 9.1.16-18(1)及び(2)に示すとおりである。

|   | 表 9.1.16-18(1) 消防・防災に関  | する計画、目標等  |
|---|---|---|
| 関係計画等   | 目的・   | 施策等   |
| 「東京都地域防<br>災計画 震災編<br>(令和元年6<br>正)本冊」<br>(令和元年7月<br>東京都防災会<br>議)          | づき東京都防災会議が策定する計画である。 ・その目的は、都、区市町村、防災機関、事業等体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図都の地域における地震災害の予防対策、応急体及び財産を保護するとともに、都市の機能を都東京の防災力の高度化」を図ることにある。○計画の構成 | えが行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・   |
|   | 構成  | 主な内容  |
|   | 第1部<br>東京の防災力の高度化に向けて   | <ul><li>○ 首都直下地震等の被害想定、減災目標等</li></ul>  |
|   | 第2部<br>施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧<br>計画)   | <ul><li>○ 都及び防災機関等が行う予防対策、都民及<br/>び事業者等が行うべき措置</li><li>○ 地震発生後に都及び防災機関等がとるべ<br/>き応急・復旧対策、災害救助法の適用等</li></ul>                                    |
|   | 第3部<br>災害復興計画   | <ul><li>○ 被災者の生活再建や都市復興を図るため<br/>の対策等</li></ul>   |
|   | 第4部<br>南海トラフ地震等防災対策   | <ul><li>○ 南海トラフ地震等に対する島しょ(伊豆諸島及び小笠原諸島)の防災対策</li><li>○ 東海地震事前対策(都内全域を対象とした警戒宣言等に関する計画)</li></ul>   |
| 「東京都地域防<br>災計画 風水害<br>編(平成 26 年修<br>正)本冊」<br>(平成 26 年 7<br>月 東京都防災<br>会議) | 議が作成する計画である。その目的は、都、「地方公共機関等の防災機関が、その有する全体に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を身体及び財産を災害から保護し、「風水害に強〇計画の構成  | 害対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的   |
| 「首都直下地震等対処要領(改訂版)」<br>(平成 28 年 3<br>月 東京都)                                | 応急対策活動を展開できるよう、相互の共通<br>・特に、発災から 72 時間においては、各機関の<br>う、主要道路の早期啓開、ライフラインの応急<br>の対策を重層的に実施する必要がある。本要                                   | 部が、各機関と効果的・効率的な連携の下、円滑な認識を図るものである。<br>り円滑な連携の下に救出救助活動等が展開できるよ<br>急復旧、帰宅困難者の大量発生による混乱防止など<br>頃はこうした発災後72時間に行うことが想定され<br>(なお、早期の生活再建に向けた取組など、72時間 |

多摩地域で発生し、東京都災害対策本部が設置された場合を想定している。

本要領が適用される災害として、平成24年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」で示された東京湾北部地震、多摩直下地震のような震度6弱以上の大規模地震が東京23区、

を超えて実施する事項も、一部盛り込んでいる。)

○本要領の適用範囲

表 9.1.16-18(2) 消防・防災に関する計画、目標等

| BB IT 51 TO WE | 及 5. 1. 10 10 (2) 万顷 顷火飞风 5 6 时间、口惊夺                   |
|----------------|--|
| 関係計画等          | 目的・施策等   |
| 「東京 2020 大     | ○本計画の位置づけ  |
| 会における都市        | ・本計画は、「東京 2020 大会における都市運営に係る基本方針」(平成 30 年 3 月)に基づき都が設  |
| オペレーション        | 置する「都市オペレーションセンター」について、運営体制、組織構成、オペレーションの概要            |
| センター運営計        | を定めるものである。   |
| 画(第二版)         | ○都が策定する他計画との関係   |
| (令和2年3月        | ・「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領」(以下「対処要領」という。) は、治安対     |
| 東京都オリンピ        | 策、サイバーセキュリティ、災害対策、感染症対策の4つの視点から、危機的事態が発生した場            |
| ック・パラリン        | 合の対応方針、都庁各局を中心とした活動の主体・内容、関係機関との連携等を定めるものとし            |
|                | て、第一版を平成30年3月に公表し、平成31年4月に改定した。                        |
| ピック準備局)        | ・大会期間中の都市運営とセキュリティは一体的に進める必要があることから、本計画に示す内容           |
|                | は、対処要領との整合性を相互に確保しながら、検証・改善を進めていく。                     |
|                | ○計画の見直し・改善   |
|                | ・本計画は暫定的な内容であり、今後、都市運営に関係する各関係機関との協議、センター設備や           |
|                | ICT ツールの整備状況等を踏まえて、継続的に見直し・改善を図っていく。                   |
|                | ・今後、都市運営に関する計画・マニュアルと、訓練そのものの2つの継続的改善によって、より           |
|                | 実効性のある都市運営体制を構築していく必要がある。                              |
|                | ・令和元年度には、都市オペレーションセンターのマニュアルの詳細化に取り組み、関係機関との           |
|                | 図上 訓練、テストイベントを活用した実地訓練等、多様な訓練の企画・実施を通じ、組織体制、           |
|                | 連絡系統、判 断基準等の見直しを行ってきた。                                 |
|                | ・令和2年度からは、上記に加え、実際に都市オペレーションセンター内の設備・ICT ツールを活         |
|                | 用しながら、都市オペレーションセンターの要員研修を実施する。大会時の具体的な業務手順             |
|                | など、計画・マ ニュアルに基づく対応の理解・習熟を図るとともに、大会運営・都市運営に影            |
|                | 響を及ぼす事案が発生した 場合の対応能力の向上を目指す。                           |
| 「東京 2020 大     |  |
| 会の安全・安心        | ・大会期間中における、アスリートや大会関係者、観客、都民の安心・安全の確保、都民生活と社会がない。      |
| の確保のための        | 会機能の維持並びに安定的な大会運営を脅かす事案への速やかな対応及び被害軽減を目的とす             |
| 対処要領(第二        | る。<br>○ ## 15 # 15 # 15 # 15 # 15 # 15 # 15 #          |
| 版)」            | ○都が策定する他計画との関係   |
| (平成 31 年 4     | ・東京都は、東京 2020 組織委員会による円滑な大会運営を支援するとともに、大会開催に伴う都        |
| 月 東京都オリ        | 民生活への影響の軽減に取り組むために設置する「都市オペレーションセンター」について、運            |
| ンピック・パラ        | 営体制、組織構成、オペレーションの概要を定める「東京 2020 大会における都市オペレーショ         |
| リンピック準備        | ンセンター運営計画」を平成31年3月に公表した。                               |
|                | ・大会期間中の都市運営と危機的事態への対応については一体的に進める必要があることから、本           |
| 局)             | 対処要領に示す内容は、都市オペレーションセンター運営計画との整合性を相互に確保しなが             |
|                | ら、検証・改善を進めていく。   |
|                | ○利用対象者 ルイバートキールニュー ※ 安共笠豆ではたい ちゃん ハドス さんかに だき ス 押職 目 笠 |
|                | ・治安対策、サイバーセキュリティ、災害対策及び感染症対策の各分野に主体的に係わる都職員等           |
|                | ○対象期間  |
|                | ・本対処要領の対象期間は、令和2年7月1日から同年9月13日までとする。                   |

#### (2) 予測

#### 1) 予測事項

予測事項は、東京2020大会の運営面での消防・防災に対する安全性とした。

#### 2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の開催中とした。

## 3) 予測地域

予測地域は、全競技会場等の範囲とした。

#### 4) 予測手法

予測手法は、東京2020大会の運営計画等から推定する方法とした。

#### 5) 予測結果

競技会場がある各都道府県においては、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、 地域に係る防災に関する計画を各種定めて運用している。競技会場が多く存在する東京都においては、東京 2020 大会開催を見据えて自然災害対策についての取組を推進しており、東京都の地域における災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「東京都地域防災計画 震災編」、「東京都地域防災計画 風水害編」及び「東京都地域防災計画 大規模事故編」等を策定している。発災直後の初動対応体制の整備としては、対策内容と役割分担を示す「首都直下地震等対処要領(改訂版)」を策定している。東京都では、これらの計画により、既に地震、水害、火災等の災害発生時における東京都の体制や計画を構築しており、災害時の基本的な対応を実施している。

東京 2020 大会の開催期間中は、特に競技会場が集中する東京都においては、現行の体制・計画を最大限に活用する一方で、国内外からの多くの観客が競技会場等に集中することを想定し現行の取組の充実・強化や外国人対応などの新たな取組が必要となることから、東京都は、各種事態を想定した「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領」を策定している。組織委員会は、都外会場において大会期間中の火災や大規模地震等の発生時に対処するため、日々の防火管理業務の状況をメインオペレーションセンター等で把握するとともに、有事の際には各競技会場の情報を一元管理できる体制の構築を図る。

さらに、大会開催に向けて、東京 2020 大会期間中の首都直下地震発生を想定した災害対応 訓練(実地訓練)を実施し、現地と関係機関や都庁との大会時の連携体制、危機管理機能の向 上を図り、世界から訪れるアスリートや大会関係者、観客の安全・安心の確保に万全を期す。 東京都は、大会開催中には都市オペレーションセンターを設置し、都市運営に影響を及ぼし うる事案を分類し、事案分類ごとに対応者・権限範囲を定めることにより対応する計画であり、 テストイベントを活用した都市オペレーションセンターのラストマイル運営や組織委員会と の連携に必要となる情報の収集・共有・発信方法を検証した。また、組織委員会は、各競技会

輸送サービスレベル等の各競技会場に特有の会場周辺状況等を考慮し、競技会場ごとの課題を 抽出した上で、避難誘導計画を含めた競技会場ごとの運営計画を策定する。

場における施設配置や避難誘導経路等のハード面の特性と、地理的立地条件や会場収容人数と

これらのことから、東京 2020 大会の運営面での消防・防災に対する安全性の取組は図られているものと予測する。

#### (3) ミティゲーション

東京都が実施している自然災害対策についての取組に加え、東京 2020 大会では、以下の取組 を実施する。

- ・東京 2020 大会の都内の競技会場においては、防火設備等を設置しており、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例の基準を満たす、公共性の高い施設として、耐火建築物としての基準を満足している。また、東京都の「アクセシビリティ・ワークショップ」に基づき、災害時等における障害者や外国人の避難誘導のため、車いす使用者席の分散配置、非常用の誘導音の設置、多言語対応・ピクトグラム表示等を図る。
- ・組織委員会は、各競技会場における施設配置や避難誘導経路等のハード面の特性と、地理的 立地条件や会場収容人数と輸送サービスレベル等の各会場に特有の会場周辺状況等を考慮 し、会場ごとの課題を抽出した上で、避難誘導計画を含めた会場ごとの運営計画を策定する。
- ・ 津波浸水想定区域に位置する競技会場については、津波発生時の安全が確保できる観客数を 設定している。
- ・東京都では大会開催中に都市オペレーションセンターを設置し、都市運営に影響を及ぼしうる事案を分類し、事案分類ごとに対応者・権限範囲を定めることにより対応する。また、都外会場における大会開催中の火災や大規模地震等の発生時に対処するため、組織委員会は日々の防火管理業務の状況をメインオペレーションセンター等で把握するとともに、有事の際には各会場の情報を一元管理できる体制の構築を図る。
- ・東京都では、テストイベントを活用した都市オペレーションセンターのラストマイル運営や 組織委員会との連携に必要となる情報の収集・共有・発信方法を検証し、検証結果を踏まえ、 同時発生事案の対応中に対する新たな対策を図る。
- ・「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領」におけるタイムラインに基づき、大会開催中は現行の取組の充実・強化や外国人対応等の新たな取組による応急対策活動を行う。
- ・大会開催に向けて、東京 2020 大会期間中の首都直下地震発生を想定した災害対応訓練(実地訓練)を東京都のほか、組織委員会、警視庁、東京消防庁、自衛隊等の防災関係機関も参加し実施した。これらの実地訓練により、大会時の連携体制、危機管理機能の向上を図り、都民の生命・健康の確保、都民生活と社会機能の維持に万全を期す。
- ・東京 2020 大会の安全・安心を確保し、大会を契機として誰もが安心して暮らせる東京のまちづくりについて都民の協力を得るため、東京都が実施している取組を紹介するとともに、防災や防犯を中心に日頃から取り組むことができる対策について考える「東京 2020 大会に向けた安全・安心シンポジウム」を開催した。

#### (4) 評価

### 1) 評価の指標

評価の指標は、東京 2020 大会の運営面での消防・防災に対する安全性への配慮が事業者の 実施可能な範囲で最大限行われることとした。

#### 2) 評価の結果

競技会場がある各都道府県においては、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、 地域に係る防災に関する計画を各種定めて運用している。

そのうえで、特に競技会場が集中する東京都においては、現行の体制・計画を最大限に活用 する一方で、国内外からの多くの観客が競技会場等に集中することを想定し現行の取組の充 実・強化や外国人対応などの新たな取組が必要となることから、東京都は、各種事態を想定した「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領」を策定している。組織委員会は、都外会場において大会開催中の火災や大規模地震等の発生時に対処するため、日々の防火管理業務の状況をメインオペレーションセンター等で把握するとともに、有事の際には各競技会場の情報を一元管理できる体制の構築を図る。

さらに、大会開催に向けて、東京 2020 大会期間中の首都直下地震発生を想定した災害対応 訓練(実地訓練)の実施により、大会時の連携体制、危機管理機能の向上を図り、世界から訪 れるアスリートや大会関係者、観客の安全・安心の確保に万全を期す。

東京都は、大会開催中には都市オペレーションセンターを設置し、都市運営に影響を及ぼし うる事案を分類し、事案分類ごとに対応者・権限範囲を定めることにより対応する計画であり、 テストイベントを活用した都市オペレーションセンターのラストマイル運営や組織委員会と の連携に必要となる情報の収集・共有・発信方法を検証した。また、組織委員会は、各競技会 場における施設配置や避難誘導経路等のハード面の特性と、地理的立地条件や会場収容人数と 輸送サービスレベル等の各競技会場に特有の会場周辺状況等を考慮し、競技会場ごとの課題を 抽出した上で、避難誘導計画を含めた競技会場ごとの運営計画を策定する。

以上のように、競技会場等でのハード対策や地域性を考慮した避難誘導等のソフト対策について、東京都及び組織委員会が連携して取り組む計画となっており、東京 2020 大会の運営面での消防・防災に対する安全性への配慮が事業者の実施可能な範囲で最大限行われるものと考える。